

第六十八回国会 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和四十七年五月九日(火曜日)
午前十時五十分開会

委員の異動

四月二十六日

高田 浩運君

石本 茂君

村尾 重雄君

補欠選任

片山 正英君

鍋島 直紹君

中沢伊登子君

五月九日

藤原 房雄君

補欠選任

二宮 文造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

玉置 猛夫君

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

片山 正英君

柴立 芳文君

高橋 邦雄君

原文兵衛君

若林 正武君

神沢 淨君

小谷 守君

杉原 一雄君

和田 静夫君

上林繁次郎君

藤原 房雄君

中沢伊登子君

土金 賢三君

政府委員

警察庁長官官房
長

警察庁交通局長

大蔵省理財局長

厚生政務次官

厚生大臣官房審議官

自治政務次官

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省財政局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

外務省アメリカ局北米第一課長

大蔵省理財局国有財産第二課長

片岡 誠君

小幡 琢也君

登坂重次郎君

曾根田都夫君

小山 省二君

宮澤 弘君

林 忠雄君

鎌田 要人君

伊藤 保君

深田 宏君

柴田 耕一君

本日

地方行政の改革に付した案件

(地方行政の改革に付した案件)

委員(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十六日、高田浩運君、石本茂君及び村尾重雄君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君、鍋島直紹君及び中沢伊登子君が選任されました。

委員(玉置猛夫君) 地方行政の改革に関する調査のうち、地方行政の改革の当面の諸問題に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 都市問題の激化に伴って公有地の

拡大あるいは先行投資の必要性が叫ばれているわけですが、この点について、まず自治省の見解を冒頭にお聞きをしたいと思います。

○政府委員(小山省二君) 御指摘のとおり、公有地に対する需要というものが近時非常に増大いたしております。先般来、これらの問題に対処するために、この国会におきまして公有地の拡大に関する法案等を提出して御審議いただいております。でございます。この法案の主たる目的は、できるだけ公有地を事前に入手をしておきたいというよりな面から、それぞれ必要な事項を法案の中に盛り込んでおるわけでございます。公有地に対する地方団体の要望にこの法案によって沿えるものだというふうに確信をいたしておるわけであり

○和田静夫君 そこで、どっちみち法律案がきまらずから、その法律案のときに論議をいたしますが、いま次官が後半で言われた地方団体の要望に沿うことを趣旨として今国会には法律案も用意をされておると、そういう状態なんです。そういう考え方をしますと、国有地の払い下げが問題になった場合、それは地方自治体がみずから都市計画を進める上で必要と考えている、そうして払い下げてほしいと要望したなら、国としてはその要望をまず第一義的に考える、そういう立場であるべきだと思っております。それはよろしいわけですね。

○政府委員(小山省二君) 御指摘のとおりだというふうに考えております。

○和田静夫君 そこで、大蔵省にお聞きをします。この国有地の払い下げについての基本方針、いま自治省の側から答弁いただきましたが、よろしいですか。

○政府委員(小幡琢也君) 公有地確保の必要性につきましましては大蔵省も非常に関心を持っておりまして、特に昨年来、未利用等の国有地につきま

してこれができるだけ有効に利用したいということとで、学識経験者からなる委員会あるいは正式の国有財産中央審議会を開きまして、この将来の方向につきましましての基本的な方針につきまして答申をいただきました。それに伴いまして本年度からそういう公用地、公共用地にできるだけ有効に利用すると、こういった方針で進むということをお願いしております。特に、この三月十日に国有財産中央審議会から答申がありました内容の中には、今後は都市並びに都市周辺におきまして国有地の有効利用にあたりましてできるだけ公用及び公共に優先的に充てる、民間に都市の再開発に関連なく払い下げることは原則として行なわない、というふうな方向を打ち出しております。

○和田静夫君 そこで、国有地に建てられている横浜のアメリカ領事館、これが移転をするにあたって神奈川県と横浜市が御存じのとおり払い下げを願っていたわけですね。それにもかかわらず、両者の意思が全く無視をされて、そうして株式会社横浜日航ホテルという一私企業に払い下げるようになっておる模様ですが、自治省これを御存じですか。

○政府委員(宮澤弘君) 私どもその辺十分承知をいたしております。

○和田静夫君 次官、こういう事実があるわけですね。そこで、先ほどの答弁との関係で自治省としてはどういふ見解をお持ちになりますか。

○政府委員(小山省二君) 国有地の問題でもございますので、私も自治省として直接この問題に関係を持っておりませんが、できるだけ、いま大蔵省から答弁のありましたように、公用関係に優先して払い下げるという方針を堅持してもらいたいというふうに私どもは率直に感じておるわけでございます。

○和田静夫君 横浜市は、四十六年の六月八日に

飛鳥田市長の名前でアメリカの大使にあてて、もし総領事館を処分するならば、事前に横浜市に知らせてほしいという旨を文書で申し入れをいたしました。これに対してアメリカ側は、折り返して六月二十二日に、マイヤー前駐日大使名で文書回答を寄せてきた。それによりまして、現時点では総領事館の売却の話はなく、当方もしていない、本國政府でも特別の計画や処分をするという方針を出していない。それから二番目には、もし処分の方法をとるならば、公開入札などの手段をもって適正な値段で処理をする。三番目には、その場合には事前に横浜市に知らせる。ほほこういう三点にわたる回答だったわけです。ところが、その横浜市には何の連絡もないままに、いま私が指摘をしたように、横浜日航ホテルへの払い下げがきまつてしまった。アメリカ側と横浜市との間で文書で約束されたことが一べんの通告もなしにほごにされたこと、これについて外務省は一体どういう見解をお持ちになりますか。

○説明員(栗田宏君) ただいまの御質問に關しましては、私も、さような約束があり、さような形でその約束がほごになったというとは何ってありませんのでございます。

○和田静夫君 大蔵省の理財局の国有財産第二課、栗田第一課長がある新聞に対してこう述べておられます。「横浜市が、米大使館に申し入れをしたり、マイヤー大使がそれへの返書を送ったという話は初耳だ。第一に、県や市が、それほど領事館跡を望んでいるのなら、なぜ、大蔵省に直接話をもつてこないのか、不思議でならない。国と自治体、役所間では、ある意味のギブ・アンド・テイクがあるが、まさか跡地取得で、大蔵省の力を借りることに負目を感じたわけでもないだろうが……」。ここで言われている国と自治体、役所間にある「ある意味のギブ・アンド・テイク」の關係とは何ですか。

○説明員(栗田耕一君) お答え申し上げます。いま先生御指摘の後段の点については、私は発言した覚えはございません。先生御指摘の県、市

からは、事前あるいは経過中におきまして何の申し出もないというところは事実でございます。記者の方にはつきり申し上げました。その点は私了解をしかねると、いまの段になって、いまの時期になってそういう申し出があるというところは理解に苦しむというところは記者の方に申し上げました。しかし、それ以後御発言になりました点につきましては、私一切申し上げておりません。

○和田静夫君 横浜市が「まさか跡地取得で、大蔵省の力を借りることに負目を感じたのでもないだろうが……」という、こういふふうに言われた覚えはないということですか。

○説明員(栗田耕一君) そのような趣旨のことは言ったことは記憶しておりません。

○和田静夫君 大蔵省に話されたのはいつですか、横浜日航から。

○説明員(栗田耕一君) 四十五年の九月ごろと承知しております。一昨年の九月ごろと承知しております。

○和田静夫君 大体一昨年の八月ですね。そこで、先ほど私が言いましたように、市は四十六年の六月八日に米大使館に出しているわけですが、あなた方が御存じないと言われている。そこで、あなた方の後段の部分については決算委員会であらためて問題にします。どうせきょうの引き継ぎを具体的な問題についてはやらなきゃなりませんから、きょうは公有地という問題についての基本についてのみ論議をしておきたいわけです。

ここでふしぎに思われるのは、四十五年の、いま言われたのは、あなた九月と言われたけれども、私の調査では八月で話があったわけですね。ところが、四十六年の六月に横浜市がアメリカ大使館にものを言ったときに、さつき読み上げたような形での回答。そこで、考えてみなきゃならないのは、横浜市は、マイヤー大使が米領事館の移転の話はいいところない、こういふように言ったものだから、あなたの論法になっている大蔵省に話を持っていかなかった。本来的には、そのときにアメリカの大使館が、いやもう移転の用意がある

んですという返事になってくれば、当然自治体は大蔵省に対してその協力方の要請をしていく、こういふことにまあなつたと思うのです。その辺が、アメリカ側が言ってみれば約束を守って事前連絡をすれば、こういふ事態というものは一方では起こらなかったというふうにも考えられるのであります。

そこで、その前段の部分で、大蔵省に話を直接持つてこないのはふしぎでならないという言い方というものは、そういう意味では、どちらが悪いのかという形になるわけですね。アメリカ大使館の側がうそを言わなかったならば当然大蔵省に問題を持つていったわけだ、事前に大蔵省には横浜日航から話があるわけですから。しかし、アメリカ大使館の側は、移転の話というものはまだないんだと、こう言ったから自治体側はそれを信じたわけですね。そうすれば、大蔵省の側とすれば横浜日航から四十五年の八月に話があったときに、当然神奈川県あるいは横浜市に話し、こういふような状態についてどうなのかというふうな話で、前段に自治省並びに大蔵省に公有地利用の問題で確認をした原則の上に立つならば、あつてしかるべきじゃないですか。それが行なわれなかったのはなぜですか、これは次長から。

○政府委員(小幡琢也君) 日航ホテルからアメリカ領事館敷地の底地を払い下げをしてほしいという要望が出ましたのが、ただいま国有財産二課長から御答弁いたしましたように四十五年の九月でございます。それで、実はその後、はたして相手方として適當であるかどうかにつきましては大蔵省といたしまして当然検討いたしました。当該場所の位置とか規模とか環境等を考慮いたしました。ことに公用、公共用に充てるといふのに適當であるかどうかという判断から見まして、当時におきましては、その場所がこういつた用地でやむを得ないのではないかと、ただ、こういふ公有地を払い下げると、それだけまあ公的な土地が少な

いものでございますから、国といたしましては交換というところで、ちょうどまたまた横浜地区

におきまして公務員宿舍の用地が不足しておりますので、公務員宿舍用地と交換によって処理したい。それからまた日航ホテルというのは営利会社でございます。私企業でございます。もちろん、特殊法人ではございますが、そういう性格にかんがみまして、隨意契約の相手方としては適格性がございませんので、こういふ場合には有利な契という条件を適用いたしまして、特にまあ三割増しという高い価額で交換の処理をしよう、こういふことにいたしましたわけでございます。ただそのときに、相手方からの話では、横浜市あるいは神奈川県との話については、それからまたアメリカ領事館とは、この払い下げと同時に借地権を譲り受ける、こういふ話もついている。要するに、そういつた問題はないということでございます。いましたので、実はまあ公務員宿舍用地との交換ということが、やはり位置からいいますと適當ではないかと、その当時は考えたわけでございます。先生のおっしゃいますような横浜市からアメリカ領事館のほうにそういつた申し出があったというところは、実は残念ながら私どもでは知らなかったわけでございます。

○和田静夫君 そうすると、その当時はお考えになつたんだから、これはあれですか、解消されて、またまた自治体側の要望に沿つて話し合いをされる余地がある問題ですか。

○政府委員(小幡琢也君) 実はこの問題は、大体いま申し上げましたような方向で相手方が交換用地を取得しておりますし、また、アメリカ側との領事館の借地権の譲渡につきましては話もついていると思ひますので、いまこれを元へ戻すということとは従来の行きがかりから申しましてちよつと無理ではないかと、かように考えております。

○和田静夫君 これは御存じのとおり今日都市問題というのは非常に深刻であります。何もひとりこれは地方行政委員会だけの問題ではなくて、これは予算委員会その他を通じて御存じのとおり政府首脳が確認をしているところでですね。たとえば横浜市の場合はちょうどまたまたここが革新市長

であるという一つのことはもちろんあります。ここで、たとえば開港記念館にするという計画ですね、領事館そのものを残しておいて、あるいは公園から領事館に向かって右側に国有地であり、あるいは市有地であり、あるいは国有地と、こういうふうにならずと並んでいる。したがって、建物の高さというものは制限三十一メートルというのを守りたい、そして公園の日照あるいは美観というふうなものを守っていき、そういうふうな形で計画全体が立てられている。そこに、結果的に横車を押したような形で十五階建てのホテルというものが予定される、こういう形で美観あるいは公園の日照も、そして全体としての都市の景観もこわされていく。そういうことにいまなろうとしていくわけですね。こういう状態について、大蔵省の側というものは一体どういうふうにお考えになるんですか。

○政府委員(小幡琢也君) おっしゃいますように、今後国有地を払い下げの場合におきましては、こういった日照の問題、公害防止の問題、そういったことにつきましては十分配慮いたしたいと考えておりますが、本件につきましてはどうするかという問題でございますが、これはまだ正式の処分契約もいたしておりませんので、地元からそういう日照権その他の苦情がございまして、当然日照権との話し合いになるわけでございます。その話がついたあとに払い下げるといふことにするのが国有地の払い下げの原則でございます。

○和田静夫君 そうすると、まず話がつかない以上は払い下げない……。

そこで、もうちょっと突っ込んでみたいんですが、この横浜日航ホテルというのは日本航空のいわゆる孫会社、株式会社日航ホテルの子会社ですね。そうすると、ここには稲益繁元大蔵省理財局長が日本航空の専務をやつて、この事務の中心であるわけですね。そうして日航ホテルの監査役もやつていらっしゃる。今度のことは絶対これとの

関係、大蔵省の場合ありませんか。

○政府委員(小幡琢也君) 特にそういう大蔵省の縁故者がいるからという関係はございません。

○和田静夫君 それなら、なぜ、この国有地の払い下げについて地方国有財産審議会が開かれなかつたんですか。かけられなかつたんですか。

○政府委員(小幡琢也君) ちょっと第二課長から。

○説明員(柴田耕一君) かわりまして御説明申し上げます。

御指摘のように、財務局単位に国有財産の審議会というのがございます。個別の案件につきましてはその適否を委員の方におはかりするわけでございますが、本件につきましては、関東財務局にございまして関東地方審議会というのに付議するかどうするかという問題、個々の事案につきまして判断いたしております。しかしながら、まあ全国的な取り扱い基準を申し上げますと、財務局長が必要と認めた場合という取り扱いになっております。したがって、本件のような場合、必ずしもかけるかどうか、常にかけるということにはなっておりません。当時の判断としてはほかにいろいろあるわけでございます。年間三回程度開かれます。ところが、まあ非常に最近では米軍へ提供しております大型財産の返還、返還財産の転・活用といったような事案が多々ございまして、あるいは個別事案につきましても非常にいま特殊な事案がありまして、そういう事案に迫られておりました。この場合にはかけてないわけでございます。それから一番大きな実質的な理由といたしましては、本地は底地でございます。いま次長も御説明申し上げましたように、さら地ではございませんで、有効利用という場合、あるいは審議会に付議するという判断をいたします場合に、何ぶん本件の場合さら地ではございませんで、借地権の譲渡を認めるかどうかという、言いますれば受け身の立場での判断があるわけでございます。その場合に、何ぶんさら地の転・活用ということでございます。その、かけないという判断もあつたわけでございます。

○和田静夫君 しかし、あなたね、あなたは、グランド・ハイツやら王子キャンプですね、あるいは武蔵野グリーンパーク問題というのはいずれも継続的に決算委員会でもやつてきておられますが、ああいうようなものなら大きな問題だから、しかしこれは小さな問題だからと、こういう言い方をされているでしよう。

○説明員(柴田耕一君) まあ、小さな問題という用語があります。記者の方にはそういうことは使ったかもしれませんが、その点は訂正させていただきますが、要するに、いま最後にちよつと申し上げました、さら地と申しますか、さら地でないと申しますか、受け身の立場でしか判断できない事案でございます。それでまあこの土地が、この財産の規模、環境等から見まして、港横浜におきまして観光事業に貢献する、そして地元了解もとれておるといふことを再三確認いたしました上で、私どもとしては事務処理をいろいろ進めてまいつたわけでございます。

○和田静夫君 再三確認されたと言つたて、あなた、いわゆる横浜日航ホテルとの関係において確認をされたので、冒頭から問題にしているように、一番希望しているところの自治体、言つてみれば、住民自身との関係においては何も大蔵省解決してないんですよ。何もやろうとされてないんですよ。少なくとも、そういうことからいへば、横浜市の都市計画自体という重要な問題から考えれば当然審議会にかけられるべき筋合いのものでしよう。それがさら地であらうが底地であらうが、そういう基本的な認識においてたいへんな間違いをおかされているんじゃないか。そういう意味において、私先ほど次長に言つたように、契約については思ひと異なる、この問題についてはもつと関係自治体などと煮詰める、あるいは住民の意向がどうだということをもつと十分に知る、そういうことが必要だと思ひます。

○政府委員(小幡琢也君) いま二課長が申し上げましたのは、実はその当時はそういう問題がな

い、特にアメリカ領事館から借地権を譲り受けることにつきましては円満に行なわれる、こういう前提がありましたことと、それから、この坪数が九百六十三坪でございまして、その当時、これぐらゐの問題のないところであれば一々関東地方審議会にかけなかつたという例もございしますので、それで処理したわけでございますが、先生のおっしゃいますように、いまこういういろいろな問題があるといふことは、これは重要な案件として当然関東地方審議会にかけざるべき事案であらうと、かような考えでございます。

○和田静夫君 今度はこれはおかけになって処理をされるというふうに理解をしておきますが、そして、そこで先ほど来の答弁の中で、審議会にいままでかけた例というの、それありますか。

○政府委員(小幡琢也君) 資料はいろいろござい

○和田静夫君 これ非常に多いですか。

○説明員(柴田耕一君) 失礼でございますが、底地をかけた例でございまして、ちよつといたすくには……、あとで御説明いたしたいと思ひます。

○和田静夫君 それじゃ関東財務局関係の国有財産地方審議会にこれまでかけられたものを資料として提出してくださいます。どうせこの問題継続的に取り扱いますから。いまの、次長よろしいですか。

○政府委員(小幡琢也君) 御提出いたします。

○和田静夫君 それでは国有財産の次に、普通財産の管理、処分規定は国有財産法二十条から三十一条までありますが、そこでは公共性とそれから用途指定が強調されております。一般の規範として等価交換の原則ですね、何回も私、これ、違つた場所を取り上げているんですが、公平、公共性の保持、あるいは管理、処分の利権的恩恵関係の否定ですね、こういうものがあると思ひますが、等価交換の原則についての私のこの理解、これに誤りありませんか。

○政府委員(小幡琢也君) おっしゃるとおりでございます。

○和田静夫君 そろしますと、大蔵省は横浜日航ホテルに自治体の公共性を上回る公共性を付与されようとした根拠、これは一体どういうことですか。

○政府委員(小幡琢也君) ちょっとおっしゃることが、意味わかりませんが。

○和田静夫君 いわゆる先ほど私が確認をしましたとおり、公平、公共性の保持というものが等価交換の原則の一つですから、そうすれば、今度の場合、横浜日航ホテルに自治体の公共性を上回る公共性が付与されたから横浜日航ホテルにこの部分については払い下げましよう、こういうことになるわけでしょうか。

○政府委員(小幡琢也君) 公共性を上回るといふことじやございせん、本件の土地が、公用、公共用にその位置、環境、規模から見ましてその当時は適当でない、むしろ民間ではいいんではないか、こういう判断をしたからでございます。

○和田静夫君 同じ質問、次官いかがですか。こういう基準について、等価交換の原則の上に立っているような措置というのは妥当ですか。

○政府委員(宮澤弘君) 国有財産関係の諸規定はいへん勉強不十分でございますので、ただいまの和田委員の御質問にまづ正面からお答えを申し上げます。ことにはならないかとも思うのでございすが、ただいまの和田委員と大蔵省の関係当局との間のお話を私ども伺っております、一つは、いろいろの経緯もあつたように思われるのでございすけれども、なぜ神奈川県横浜市の当局が早く国有財産当局にその意思を申し出なかつたのであろうかという印象を一つ持たつたわけでございます。しかし同時に、三十坪や五十坪の土地なら別でございますけれども、やはり千坪という土地でございすので、その土地の処分につきましましては、大蔵省の関係の地方当局も市や県に、なぜその辺、市や県の需要についての意向を聞いてくれなかつたのであろうかと、二つそういう感じを持つたわけでございます。

○和田静夫君 この横浜市の関係者によりますと、領事館三・三平方メートル当たりの時価は百万円前後といわれております。それに対して、横浜日航ホテルの所有地ですね、これは時価二千万円前後、そうすると、面積こそ二倍に近いのですが時価は五分の一にすぎないのです。ここに等価交換の原則というのは貫かれておりますか。

○政府委員(小幡琢也君) 本件の交換は、実は交換渡しするほうの時価の評価は、これは借地権控除しました底地価額でございます。それから片方、交換で受けま土地、すなわち公務員宿舍に将来当てる用地でございますが、これは時価で評価する。さらに先ほど申しました交換渡しするほうはこれは有利随契ということで、底地を評価いたしましたものの三割増しで計算をする、さうなことになつておりました、一応私どもの概算評価でございますが、このときにおきましては等価交換という、金額的には合っているわけでございます。

○和田静夫君 国有財産払い下げ上のこの実務規定と、市その他自治体が行なうところの権威のある資産評価と照合しながら詳細に私にこれを検討している最中ですから、これは納得がいくまで決算委員会などで取り上げていきます。したがって、きょうは先ほどお約束がありましたように、言つてみれば、真実、自治体その他の要望、そういうものに耳を傾けていないわけですから、そういう意味では手続上にそこがあるわけですから、したがって、それらのものを十分にこれから勘案をしながら地方審議会などの議を経てこれから処していく、それでなかつたならば契約をしない、こういう先ほどの約束を十分に尊重をしながら取り運んでいっていただきたい、こういうふうに思っています。

○委員(長玉置猛夫君) 委員の異動について御報告いたします。本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

○杉原一雄君 私は、地方公務員の週休二日制についてということで、目下進行中でございますので決定的なやりとりはできないかと思はれますが、それだけに、かえつて自治省のほうからの内部検討の内容等率直に御披露いただければこの種の問題の運びに大きな拍車をかけないし、また正しい方向に進んでいくという結果を招来すると思つたので、先般、予算委員会の分科会、二十五日であったと思いますが、若干この問題に触れたわけでありま。時間がございせんのできわめて簡単な質問と簡単な答えを得たという程度にとどまりましたので、きょうは、あらためてこの問題について質問をし追及していきたいと思つた。

そこで、現在地方公共団体において週休二日制の実施されている状況ということをお伺いしたいわけですが、ただ、ことばを吟味していかないと、たいへん私たちがかりして週休二日ということを使ひますので、その点、御答弁なさる場合でもはつきり区分けをしてお答えをいただきたいと思つたわけ。あるいは労働省等では民間等を含めて二日制が実施されているのは三三％だ、あるいは検討中なのは三六％だというふうな統計的な数字もありますけれども、えてして、この中に隔週二日制というものが入つていたりして、結局、完全週休二日というものが労働省といえどもわずかに一二％ということとを認めざるを得ないわけ。しかも、その中にまた問題がございす。労働時間の問題になるわけ、一日の労働時間を延長する、あるいは一週間の労働時間は従来と変わらない、そういう形の中で週休二日、こういうのが行なわれている向きもございすので、その点、区分けをしてお答えをいただきたいと思つたのであります。

そこで、冒頭に問題提起という形の中で、いま申し上げたようなこと等については国内外の問題等をいろいろ資料提出の意味で御説明をいただきたいわけですが、ただ、この自治省という関係において、問題提起の意味において、新聞等

で大きく評価され批判され、いろいろ問題を起しているのではありませんか、とりあえず愛媛方式の問題でございす。これは新聞報道は大体修正しただけではないかと思ひますけれども、自治省に上がつてきている報告と申しますか、はどういうふうな実施内容であつて、それで自治省ではえらい人が、どなたか知りませんが、まことにけつこうだというお墨つきをお出しになつてゐるというふうにも承つてゐるわけですが、だから愛媛方式といわれるものが、一体白石知事がどういう意図で、どういう方式で、どういうシステムをもつて行なわれているのか、それとあわせて自治省の見解と申しますか、公式に出されたかどうかは知りませんが、新聞等では公式に出されているのかに聞いている。でありますから、愛媛方式に対する自治省の見解ということをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 現在、愛媛県で行なわれておりますのは、土曜日の勤務時間を従来半日でありますのを、勤務時間といひますか開庁時間でございますが、一日に延ばしまして、反面、職員半数が土曜日については休む。したがって、ある特定の職員については休む、ある週の日曜日休み、次の週の土曜日は朝から夕方まで、ほかの平日と同じだけの勤務時間を勤務する、こういう形式で行なわれているわけでございます。

それで、この行なわれたいきさつとしましては、白石知事が昨年の秋だと思ひますが、婦人会との集まりにおいてこういう構想を打ち出され、その目的とするところは、まず県民サービスの向上にもつながる、土曜日の開庁時間が従来までであったのを午後五時までにするわけですから、一般の県民としては、土曜日の午後行つても延長されて用が足りる、そういう意味では県民サービスにもつながる。一方、職員にとつては一週間ごとに二日続けて休みをとれるということで休養にもなる。家庭サービス——家庭サービスと申しますか家庭団らんの場合も与える。さらに隔週でございすが、通勤をする必要がなくなりますので

で大きく評価され批判され、いろいろ問題を起しているのではありませんか、とりあえず愛媛方式の問題でございす。これは新聞報道は大体修正しただけではないかと思ひますけれども、自治省に上がつてきている報告と申しますか、はどういうふうな実施内容であつて、それで自治省ではえらい人が、どなたか知りませんが、まことにけつこうだというお墨つきをお出しになつてゐるというふうにも承つてゐるわけですが、だから愛媛方式といわれるものが、一体白石知事がどういう意図で、どういう方式で、どういうシステムをもつて行なわれているのか、それとあわせて自治省の見解と申しますか、公式に出されたかどうかは知りませんが、新聞等では公式に出されているのかに聞いている。でありますから、愛媛方式に対する自治省の見解ということをお聞きしたいと思ひます。

通勤時間がまるまる浮く。職員は福利厚生と県民サービスの向上、その二つのねらいを持ってこれをやろうという構想を打ち出されまして、各方面の反響を打診をされ、大方の賛成を得たというところで実は自治省のほうに御相談があったわけでございます。このことに關しては、別に自治省が認可権その他を持っておるわけではございませんけれども、何せ公務員において初めていわゆる週休二日、これは隔週でございますが、週休二日をやるということについて国の方面の反響も伺いたい、国の意見も聞いた上で実施に踏み切るかどうか判断したいということでも事実上の御相談があった。それを受けまして、私のほうではまず部内でも検討いたし、さらに法制的に問題はないかどうかどうかということでも内閣の法制局とも連絡をする、さらに国家公務員との均衡その他の問題もありますので、人事院あるいは総理府の人事局その他ともいろいろ相談をいたしまして、その結果、まず法制的には問題はなからう、法制的な問題と申しますのは、職員の勤務条件について、地方団体は国家公務員あるいは他の地方公共団体の公務員との均衡をとらなければいけないという規定もございまして、そういうものにはたして当たるかどうか、触れる点があるのではないかと、そういう点を中心に検討したわけでございますが、内閣法制局筋によっても別に法制的には問題がなからうという回答を得、さらにまた、世界の大勢といたしまして週休二日制ということが徐々にその普及度を広めてまいりまして、いずれ早晩わが国に對してもそういう方向への歩みが始まるものとの判断をいたしまして、愛媛県は具体的な相談に對しては、ひとつ試みとしてやってみることはけっこうではないか、そういう回答をいたしたわけでございます。

愛媛県は、県内でいろいろ企画をなさいまして、今度の初め、一月からそれを実施した。それで当省といたしましては、ひとつテストケースのような形で実施を認めたというか、実施していいのではないかという意見も申しました関係もござい

して、その後の反響その他について愛媛県から連絡を密にしておりますように依頼をしておりましたが、愛媛県でも、それを実施した後の職員の評価あるいは一般県民の評価その他につきまして調査もされておったようございまして、それに対する報告としては、まあ大体七割、八割方この制度はけっこうだ、非常にいい点があるというようなことの報告を得ておるわけでございます。現在は、愛媛県が実施しておりますのと同じ形で、愛媛県内の二市町村がこの形にならうて実施をしたということでございます。その愛媛県に對しては、全国の地方団体から、二十数都道府県あたりから愛媛県にどういふ調子であるかということでも聞き合わせその他いろいろあるようございまして、その後、ひとつこれからやろうというお話はまだ当方には届いておりません。現在はそういう状況でございます。

それから、わが省の態度といたしましては、いま申しましたように、一つのテストケースというよりな形で愛媛県にその実施をやつていただいたわけでございますけれども、その成果をさらに今後注視しつつ、他の地方団体から御相談があれば、具体的なケース・バイ・ケースについて御相談に応じたい。基本的には、世界の労働情勢の大勢からしてそういう方向に進むであろうことは承知しておりますが、反面、公務員という住民サービスを第一にする立場から考えれば、これは相当慎重に取り扱わなければならないというふうな考え方でもこれに對処してまいりたい、かように思っております。

○杉原一雄君 やはり、先ほど冒頭に申したように落し穴があるわけですね。でありますから、結局、一個人とすれば、地方公務員とすれば隔週ということになるわけでしょう。それと同時に、もう一つは実施時間というのはいくらになりますか、愛媛の場合は、週、

○政府委員(林忠雄君) 週四十四時間、二週で八十八時間でございますが、愛媛県の場合は、ある週が四十時間、次の週が四十八時間ということ

ございまして、やはり二週が八十八時間、一週に直して四十四時間ということ、勤務時間の短縮は伴っておりません。

○杉原一雄君 もう一つ、土曜日が全部稼働するわけですから、これは住民にとっては非常にサービスだ、常識的にはそれですけれどもね。そうしますと、せっかくの土曜日半ドンさきろくろく消化できなかったような地域環境というのがあるわけですね。そういうものを権利としてお互いが今日まで克服してきた、克服というおかしいですが、完全消化をしてきた。ところが今度は土曜日返上、こうなると、逆の意味における何といひますか労働強化が、愛媛の場合は四十時間、四十八時間ありますから、それはそれなりの実働は、時間的な延長はないわけですが、その辺の問題の波及といひますか逆効果といひますか、そういうものは検討の中で想定されなかつたかどうか。つまり土曜日半ドンを全日執務をするという体制をとにかくとるということが住民に對するすばらしいサービスだ、こういう認識の問題になりますね。こゝら辺のところの検討はどういうふうになされたのか。

○政府委員(林忠雄君) 従来土曜日半ドンであったのを一日延ばすということに対する土曜日勤務に当たった人の疲れがどうであらうかと、その他、従来の土曜日半ドンということで月曜日から金曜日まで勤務体制を整えておつたものがどういふ変更があるだろうかということについては、もちろん配慮はいたしましたが、ただ、具体的に、どこの職場でどういふ仕事に当たるといふ配慮を私どものほうでやるわけにまいりませんでしたので、それについては、愛媛県当局にもよくそういう点も配慮して県内に相談をなさうというお話を申し上げた結果でございます。勤務時間が別に短縮にならない、しかしこれが延長になるということにはつながらないわけでございますので、そういう点、事務の体制を新しい実態に即して十分計画的にやれば労働強化にも別につながらないし、少なくとも県民からすれば、県庁の仕事が全

部窓口事務というわけではございませんので、県民から見れば、窓口が土曜日午後まで延長されるということになれば住民に對するサービス効果はある、そういう政策的な判断をした結果、やってみてはどうかという判断に立ったわけでございます。

○杉原一雄君 先ほどちょっとはつきりしなかつたけれども、愛媛県内で県庁がそうやった、県内の市町村で逐次その方向に移行したかのごとき部長の発言だったが、実施している市町村があるんですか。

○政府委員(林忠雄君) 現在三カ町村実施しているところがあるようございまして。具体的には川町、長浜町、河辺村、こゝういのがいずれも四月から実施しております。

○杉原一雄君 その職員の評価、県民の評価おのの七〇%オーケー、三〇%はまだこれに對して同意といひますか、納得できない、あるいは問題があるということだろうと思ひますが、その辺のところの声は愛媛県の白石知事の手元にはどういふふうについておるかかわりませんが、どういふことが問題か、いま私が言つたようなこともかなり出てくると思ひますが、もし量的にも質的にも整理されておつたらお聞きしたいと思ひます。これは何といつても今後の大きなテストケースになりますから、この段階で十分吟味しておくことがお互いに地方行政を考える場合に必要だと思ひますから、こまかいことのようにだが、もし資料があれば、三〇%について……

○政府委員(林忠雄君) いま七〇%と申し上げましたのは、非常に概略なことを申し上げたんでございまして、愛媛県ではこれに關して職員からアンケートをとつたのでございまして、それから県政モニターというのがございまして、県政についていろいろ意見を聞く人をかねがね指定をしておるようですが、そういう人に対してこの案件を聞いた、あるいは職員の家族についていろいろ意見を聞いたというそういう総合的な調査をしたようございまして。まだ詳細の数字は手元に届いており

ませんが、その全体を通じて、大ざっぱに七割は賛成だというぐらいの感じでございます。七割賛成というところは直ちに三割反対ということではなくて、賛成も不賛成も意思表示をしなかつた、あるいは、積極的に賛成、あるいは、積極的に反対したものを合せて残りの三割に達している、そういう程度のものでございます。そして先生の御指摘になったような土曜日の半ドンをやめたというところが、たとえ、従来クラブ活動的なことを午後やつておつたのがやれなくなつたとか、それから二日続けて休むのはいいけれども、翌週が非常に疲れるとか、それから、中にはどうも休むときに金がかかつて困るとか、いろいろな種類の批判的な意見も中にだいたふあつたように聞いておりますが、全体を通じて七割、三割というごく大ざっぱな感じを申し上げたわけですね。批判的な意味では、いまの先生の御指摘とかその他のいろいろな意見は、もちろん出ておりましたが、そういうものについては今後さらに十分な注意をして、そういう点はどうしたら防げるかというところを愛媛県ともども検討してまいりたいと存じます。

○杉原一雄君 先ほどの内部検討、行政部内の検討の中で法制的な検討をやつて、法制局その他そこで問題なしという結論が出たわけですが、前に千葉県の加納知事が週休二日を実行しようとしたら、自治省のほうから圧力が加つてばあになつた。こういう事例があるわけですから、そのときは主としてやはりいまの法制的検討の観点から、そのようにも受け取りはいたしておりますが、それは地公法の二十四条のことをさすのでしやうね。その辺のところを明らかにしていただきたい。

○政府委員(林忠雄君) 愛媛の場合も法制的な検討をしたというのを申し上げましたけれども、もちろん法制的な検討のほかに公務員としてそういう制度に踏み切る時期、つまり民間への普及度合いとか公務員は先愛媛でなければならぬという考え方、あるいは、そういうふうな休むなら人を減らしたらどうかという批判が住民から当然出てくる。それに対してどうするか、一般社会情勢

の検討もあわせて行なつたわけでありまして、そういう結果、愛媛の場合は、この際踏み切ろうということに結論を持つていったわけでございますが、千葉の場合には、これは九年前の話でございますが、当時私は、法制的な検討というよりもむしろ、当時の私には、法制的な検討というよりもむしろ、社会情勢の検討のほうがどうも強かつたように聞いております。つまり、まだ民間にはほとんど普及していないという時代でございます。住民の税金によつてまかなわれておる地方公共団体の公務員が先立つて休むというところは、ということが先立つてきたように聞いておるわけでございます。もちろん、当時法制的な検討をいたしましたのは、千葉県の場合には勤務時間の短縮を含むことになつておりましたし、加納知事が、土曜日は特別休暇という形で与えようという御意図であつたようでございますけれども、特別休暇というものもそういう趣旨のものにはそぐわないのではないかと、いろいろな法的疑問もあつたというふうな結論が出たことを聞いておりますが、むしろ、千葉県の場合と今回の場合と取り扱いが違つたというところは、法制的な問題よりも一般の世界情勢と申しますか社会情勢、そのほうが大きく作用したように考えられております。

○杉原一雄君 これは新聞の伝えるところですか。的確かどうか知りませんが、その当時閣議で問題になつたらしいのです。それは結局地公法二十四条の五項ですか、国と地方との均衡の問題、この問題に焦点がしぼられて、だからけしからぬというところで、二回ここでストップがかつたというように報道されておるわけですね。いま部長が言つたように、あるいは社会情勢、民度の高さ低さの問題があるんだ、これがなほ大事だつたのだ、それは、いまからさかのぼつて考えればうなづけないわけでもないのですが、しかし閣議で議論されたことは必ずしもそういうことでもなかつたように報道されておるわけですが、そ

の辺は、その当時出ておらなかつた、おれは知らぬと言われればそれまでのことですが、何かそうしたときに加納知事に対して電話でやつたわけでもない、お粗末なこと。ある程度文書で、これはだめだということでおしかりになつた文書があるんじゃないですか、どうですか。これは文書として貴重な文獻だと思つてから、行政上も、いまの時点でもそれを考える場合には非常に参考になるし、いまだからこそということ、死んだ加納知事も浮かび上がってくるんじゃないか。

○政府委員(林忠雄君) 確かに、御指摘のとおり、まず閣議で問題になつたことは事実のようでございます。まず閣議で問題になつたときには、おそれる閣議では、まだ民間に普及していないのに公務員がという社会情勢のサイドが問題になつたのを存じます。そして、それをどう指導するかについて、当時の自治省としては、それに対して法制的な検討を加へ法制局とも相談したようでございます。その結果、千葉県に対して時期尚早というが、まだ早過ぎるというか、やめなさいという指導をしたというところは聞いておりますが、指導の文書はどうか私存してありません。現在ないはずでございます。おそろく電話なり口頭なりによる指導であつたと考えております。

○杉原一雄君 まあ白石知事は去年のぼくらの敵です。それから、よい気になさるのですね。去年のこととは私的なことでございまして。去年応援にも行つてきまして、だいたい腹が立つておるわけですが、なかなかいいことを実はやるわいと思つておるわけですが、新聞はそういうことを、週休二日制の実施という見出しになるわけですよ。中身は、そういうことであるというところは書いてない。であるから、土曜半ドンを返上するとか、あるいは週四十四時間になる、びた一文もまけていない、時間短縮になつていないという事実等をわれわれは明らかに指摘したいわけですが、それ、そういう論議なら結論はあと回しにいたしました、いまおっしゃつた、非常に氣をつ

かつているという社会情勢、なかなか国際的な情勢、その次に国内的な情勢等について一つ一つお答えをいただきたいと思つてますが、ただ、私、ここで持つていくことだけ、内輪のことを、手の中にあるものだけ、玉手箱にあるものだけ申し上げておきますが、余暇に対する世論調査というので、内閣総理大臣官房広報室から出されたものが三月時点であつたわけですね。お持ちだと思つてです。そこには週休二日制の、完全週休二日制の実施されているパーセンテージなり、それぞれが概括的に載つております。しかし、それをどう理解し、どう今後推し進めるかというところに至つては、かなりへつり腰であります。こういう状態を知つて、完全にこの週休二日制を日本の労働者、労働者全体のものにすためには、相当の基本的な見解と申しますか、そういうものをお互いが持つべきであるし、とりわけ、自治省あたりが相談にもなり、ときには指導なり、千葉方式のような場合にきつこおしかりをなさるわけですから、そういうことでございまして、自治省が掌握しておるところのそういう問題に対する問題意識、あるいはその問題を取り扱う基本的な考え方というものをその時点時点でもやはり固めてもらいたいと思つて、まずこの週休二日制についての国際的比較というものを、国際的な実行されている様子ですね、先進国家とほくらには簡単に要約して、あるいはアメリカでは週休三日制が始まつてゐるのだ、ヨーロッパでは完全二日制なんだというところを方々しておられますけれども、そういう問題について先導的に問題を進めるとすれば、やはり指導性を発揮するとすれば、それはいろいろ必要でございますから、大まかでもいいのですが、完全、不完全、愛媛方式があるかどうか知りませんが、そういうふうなところをひとつお示しいただきたいと思つております。

○政府委員(林忠雄君) それに關しては、おそろく労働問題として、労働省のほうにはある程度まとまつた少し細密な資料があるかと存じますが、かつているという社会情勢、なかなか国際的な情勢、その次に国内的な情勢等について一つ一つお答えをいただきたいと思つてますが、ただ、私、ここで持つていくことだけ、内輪のことを、手の中にあるものだけ、玉手箱にあるものだけ申し上げておきますが、余暇に対する世論調査というので、内閣総理大臣官房広報室から出されたものが三月時点であつたわけですね。お持ちだと思つてです。そこには週休二日制の、完全週休二日制の実施されているパーセンテージなり、それぞれが概括的に載つております。しかし、それをどう理解し、どう今後推し進めるかというところに至つては、かなりへつり腰であります。こういう状態を知つて、完全にこの週休二日制を日本の労働者、労働者全体のものにすためには、相当の基本的な見解と申しますか、そういうものをお互いが持つべきであるし、とりわけ、自治省あたりが相談にもなり、ときには指導なり、千葉方式のような場合にきつこおしかりをなさるわけですから、そういうことでございまして、自治省が掌握しておるところのそういう問題に対する問題意識、あるいはその問題を取り扱う基本的な考え方というものをその時点時点でもやはり固めてもらいたいと思つて、まずこの週休二日制についての国際的比較というものを、国際的な実行されている様子ですね、先進国家とほくらには簡単に要約して、あるいはアメリカでは週休三日制が始まつてゐるのだ、ヨーロッパでは完全二日制なんだというところを方々しておられますけれども、そういう問題について先導的に問題を進めるとすれば、やはり指導性を発揮するとすれば、それはいろいろ必要でございますから、大まかでもいいのですが、完全、不完全、愛媛方式があるかどうか知りませんが、そういうふうなところをひとつお示しいただきたいと思つております。

不勉強で申しわけありませんけれども、私のほうはまだその詳細な数字を手にはしていません。で、現在、ごく大ざっぱな手元を持っておる資料が、これは昨年の九月に、日経連の調査でございしますが、これは非常に大ざっぱでございしますけれども、現在、先進国ではアメリカ、イギリス、西ドイツと、この三つはもう完全な意味での週休二日制、完全週休二日制でございします。これが大体普及しておる。フランスとイタリアは、大半普及しておりますが、なお一部週休一日の形が残っております。先進諸国の一般の情勢としてはこういうことである、まあこの程度のことしか現在つかまえておりません。

それから、さらに国内の関係では、これはやはり四十六年の九月の労働省調査の概括だけ得ておりますが、これは少し詳しく数字をつかまえておるのでございしますけれども、これは企業の数で申しますと、完全二日制、それから隔週あるいは月一回といういろいろなニュアンスがございしますけれども、いずれにせよ、かりに月一回でも週休二日制があるというところだけをとりまきますと、場合、企業の数でいうと、企業全体の六・五％が何らかの意味で週休二日制を取り入れている。で、完全な土曜、日曜休みというのは、その〇・四％しかない。ところが、これは企業の規模によつてだいぶ違ひまして、千人以上の企業という大きな企業になりますと、何らかの意味で取り入れているのが三七・八％、三分の一をこえておりまして、完全に土曜、日曜休み完全一日というのは五・二％になっている、そんな数字がきております。それから企業の数でいいますと、いま言ったように六・五％、あるいは大企業でいえば三七・八％でございしますが、大企業が多く取り入れているので、労働者の数でいうととつとパーセンテージが上がりまして、何らかの意味で二日一回でも二日というものが二四％、それから完全に二日というのは労働者の数で四・四％、企業の数では〇・四％しかないのですが、労働者の数では四・四％、千人以上の大企業になりますとこれが

上がりまして、労働者の数の四四・六％は何らかの意味での週休二日を取り入れている。完全週休二日制を取り入れているのが九・九％、こういう数字をとらえております。ですから、労働者の数でいうと、全国通じて二四％でございしますから、大体四分の一は、一番最低は月一回でございしますけれども、何らかの意味で週休二日制度の恩恵に浴している。それから、千人以上の大企業となりますと四四・六％ですから半分に近い。まだ、半分にはいきませんが、半分に近い数字の労働者が何らかの意味での週休二日制に浴している。これが現在のわが国の状況という数字をとらえております。

○杉原一雄君 自治省で何か実態調査というところで計画しておられるのか、それとも進行しておられるのか、どちらですか。新聞によつてまちまちな報道をしておられるのですからね。きょうの日本農業新聞では、日刊ですけれども、日にちが明らかでないわけですから、何か自治省で週休二日制の問題について実態を調査するかのこと、したかのごとき表現になっておるわけですね。あいまいですが、そこ、ニュースソースはそちらですから、マル秘でなければ言つてくださ

い。○政府委員(林忠雄君) 特に週休二日制の実施状況とかそれについてのということではございせんが、私のほうで毎年給与実態調査あるいは職員の勤務条件その他についても常にいろいろ調査し指導いたしておりますので、勤務条件の実態調査というのを毎年いろいろな形でやるわけでございますが、週休二日問題も、こういうふうになつてまいりましたので、今年度は給与実態調査の中でその勤務条件について調査をあわせてしたいということを考えております。それ自体が、勤務条件の勤務時間の調査とかいろいろな問題が週休二日制を研究するにあつてはそれの重要な資料になる。そういう意味で、新聞報道は週休二日制についての調査を実施しておるということと報道しておると思ひます。また報道されることは

間違ひではございせん。その意味で、勤務条件の実態調査は将来もさらに続けてやっていきたい、将来のこういう問題に対処する資料にしたいと考えております。

○杉原一雄君 調査というのは、ただ現状はこうだ、実態はどうなつておるといふ意味の調査もあつて、指導的な意欲といふことも、自治省自身に何か方針があつて、その方針に従つてやる場合もあつて、何かこつちからきちんとしたものを持つておつて調査をされる場合と、ただ実態はどうなんだというところで調べられる場合とがあるわけですが、その辺のところ内部でかなり議論されたかのようにここには報道しておるわけですね。先ほど言つたように、日本農業新聞ですか、これによりまして、あるいは内外の国際情勢の分析、とりわけ、ILOの公務員合同委員会が公務員の週五十四時間労働を実現すべきことを決議したとなど踏まえておるというふうなことも、アンケートを出されるに至つた大きな動機づけにもなつておるようにも書いておるわけですね。そういう状態を含めて、自治省自身が、いまのことについてどういふ方針を固めつつあるかといったようなことを御披露いただきたいと思ひますが、この辺いかがですか、どうでしょう。それを

出たところ勝負で調査をして、これではあまりに芸のない話で指導性も何もないわけですね。自治省では結論としてどういふ段階まできているのか。つまり、ILOのこういう方向にひとつ指導していかうというたぐいましい意欲があるのかどうか。先ほどおつちやつたように、民間二十何％だと、民間はこういふんだ、日経連はこういふことと云つて、こういうふうなところとかかなり気がねをしながらやつておられるのかどうか。なかなか、当面ドルショック以来たいへんな不況でございしますから、こんなときに時短とか休日増など、もつてのほかだと、日経連のえらい人がそういうことを言つておるようですが、公害問題に至つてまで言つておるようです。公害とは何事だ、国際競争力を強化して不況を脱出しなければならぬということ、かなりいたたけだかにもを言つておる人がおるようですが、そういうところに配慮すると、おそらく前向きに進まないと思ひますが、つまり自治省自身が腹の底からこの問題をどう踏まえて進めようとしておるのか、そのために必要な実態調査、このようにしていかうのかどうか。ただ、その現象はどうなんだということ、統計的、量的な整理をすることと実質的な前進はないというふうなことは私はまだ骨折りだと思ひますが、その辺のところ、自治省の内部で討論されたいわゆる週休二日制完全実施に対するたぐいましい意欲といったようなものが何えたら、これは次官のほうから伺いたいと思ひます。

○政府委員(小山谷二君) 週休二日制につきましては、もはや議論の段階というより、現に欧米先進国においては実施の段階に入つておるわけでありまして、わが国においても早晩これが完全実施を見ようという情勢下にあるわけでありまして。しかし問題は、主として指導の任に当たるのは労働省でございまして、私どもとしては、地方公務員に限つて、この週休制をどのような形で将来実施をするか、あるいは、実施をした場合にどのような現象が起るかというふうなことに對して事前

にできるだけ検討をいたさなければならぬということである。資料を集めつつあるわけですが、私は、政府委員から先ほど御答弁申し上げましたとおり、やはり公務員の立場というものを考えますと、先般後案、できるだけこれは一般民間の労働団体等において実施をされてからで公務員のほうはおそくはないのではないか。言うならば、公務員と申しましては国家公務員、地方公務員等もございします。私どもはそれらの歩調も考えなければならぬ。言うならば、地方公務員だけが優先をするというわけにもいかないうわけではございします。しかし、全体として、公務員は民間の労働者が実施をした段階においてまず考えなければならぬものではなからうかというふうに理解をいたしておるわけでありま

す。しかし、これを決して等閑視、放任しておくというふうなことではならぬと考えております。したがって、民間の実施を十分検討しながら、それと十分歩調を合えるような検討、研究というものを今日十分しておかなければならぬ、そういう考え方の上に立って、いまそれぞれ資料を収集しておるというふうな段階でございます。

○杉原一雄君 この時のメーデーは四十三回でしたが、メーデーのスローガンのトップは時短と週休二日制の問題であった。全労働者の大きな要求になりつつあることは認識していただけたと思ひます。しかし、ただ次官の答弁で非常に心配なのは、ひとつずつおちからやってくれ、もう少し待つてこつちはやろうと、こういうことですね。こつちのほうは、五〇％突破した時点で公務員のほうはやろうか、国家公務員と地方公務員おてつないで前へ進め、こういうことでしよう、あなたのおつちやつたことは、そうなりますと、地方公務員の健康管理なりいろいろな管理の面を考えた

り、もう一つは影響力を考えてみると、ずいぶん前向きじゃないような感じがしますね。その辺の議論いたしておりますけれども、いづれにしろ国際的な大きな情勢の動き、とりわけ、働きバチだ働きバチだといつて、この連休あとでは、新聞では働きバチといつて、この連休語のようになつてお

ります。これはわれわれ日本人に与えられた名誉ですが、働きバチといつては、それは、必ずしも諸外国からほめられていることではないわけ、そうしたこと、結果的に外貨が三月末で百六十六億ドルたつたといつて総理大臣が喜んで、世界からたたかれていますね。そうい

つた問題に対してでも、こたえ得る一つの術として、公務員のほうから率先してこれをやるというふうな方向性、あるいは自治省が出していただけないだろうかというふうな一つの期待を持つわけですが、次官が答弁しているから取り消すわけに

いかないんじゃないかと思ひますが、これは御検討

討いたいただいて、もう少し積極的に取り組んでいただけたらどうかと思ひます。全国の調査の結果も期待いたしますけれども、これは公務員部長のほうで調査に入つておるんでしよう、六月からですか、どれかに六月からと書いてあるわけですが、私からいいます。だから、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 本年度の予算の執行としてのつくりでございますから、現在まだ準備中でございます。

○杉原一雄君 それでは、週休二日の問題はこれらの問題ですから、また後ほど機会があればいろいろ具体的なケース等で意見もお伺ひしたり、こつちの意見も述べたりしよう。

最後に、これは出どころはつきりしますが、五月の七日の朝日新聞というので、兵庫県の一部で始めるというので、病歴、体質など記入、一生を七期に分け、カード、県が保管、こういう記事が載つて

いるわけ、ちょうど私いながらの帰つてきて書類を整理したところ、ほかつとこれが出てきて、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、

おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、

おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、

おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、おそろくこれは厚生省、こういうことになるが、

思ひます。でありますから、小谷委員を中心として、この問題について本質を明らかにしながら、進歩性のあるものについては生かしていくとか、いろいろな問題がありまして、私は決定的な判断を下す段階じゃないんで、自治省のほうで具体的な進捗の中身、資料等について整備をしていただく、後ほど小谷委員と相協力してこの問題の本質を明らかにしたいと思ひますので、前もってお願いをしておきたいと思ひます。

これで私の質問を終わるわけですが、その辺のところいかがですか、答弁でございましたら実情について。

○政府委員(小山省二君) さつそく資料を整備いたしましたして提出をいたしたいというふうに考えております。

○委員(玉置猛夫君) ちょっと速記とめて。

○委員(玉置猛夫君) 速記起こして。

本件に対する午前中の調査はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩

午後一時三十分まで休憩

午後一時三十分まで休憩

政に及ぼすところの影響等の関係、その上に生じております矛盾点とか不合理点等を取り上げてひとつ議論をし、同時に見解をお聞きしてまいりたい、こゝろまで思ひます。

第一点として、廃掃法の第四項に必要なる技術的援助及び財政的援助を国は与えることにつとめなければならぬ、この規定がされておるわけですね、具体的には、国として本項執行の実態、四十六年度でよろしいと思ひますから、たとへば補助率の問題とか補助額の問題とか対象個所の問題とか、こゝろに点について、先ほど申し上げました必要な技術的援助及び財政的援助というものをいけば意味という内容ですね、これをひとつ厚生省のほうにお尋ねしたいと思ひ

○政府委員(曾根田都夫君) 廃棄物の処理法の第四項第三に国の責務をうたつてございすけれども、その中に、いま御指摘のように技術的援助並びに財政的援助が国の責務として書かれておるわけでございます、この財政的援助の具体的な内容といひましては、まず第一に国庫補助、次に起債その他の財政的措置ということにならうかと思ひます。これの四十六年度における具体的な数字でございますけれども、四十六年度につきま

しては、ごみ全体といたしましては、国の補助金といたしまして約二十二億円、これは補正後の数字でございますけれども、二十三億円の補助金をもちまして個所数百六十カ所の清掃工場を整備いたしました、これによつて約日量一万トンの整備ははかられたわけでございます。なお起債につきましましては二百十七億が四十六年度の数字でございます。

○神沢浄君 そこで、この百六十八カ所というんですが、この全体にわたつての事業総額というものはどのくらいになっておりますか。これは対象になつてゐる本工事だけでなくて、付帯工事をも含めて総額というものはどのくらいになっておるかお聞きしたいと思ひます。

○神沢浄君 そこで、この百六十八カ所というんですが、この全体にわたつての事業総額というものはどのくらいになっておりますか。これは対象になつてゐる本工事だけでなくて、付帯工事をも含めて総額というものはどのくらいになっておるかお聞きしたいと思ひます。

○神沢浄君 そこで、この百六十八カ所というんですが、この全体にわたつての事業総額というものはどのくらいになっておりますか。これは対象になつてゐる本工事だけでなくて、付帯工事をも含めて総額というものはどのくらいになっておるかお聞きしたいと思ひます。

○神沢浄君 そこで、この百六十八カ所というんですが、この全体にわたつての事業総額というものはどのくらいになっておりますか。これは対象になつてゐる本工事だけでなくて、付帯工事をも含めて総額というものはどのくらいになっておるかお聞きしたいと思ひます。

そこで、付帯工事、土地代とか関係施設等はな
ぜ補助の対象になっていないのですか。これは法

かごみ処理場、この迷惑施設の用地の決定については、これはもう調べてみて驚いたんですけれども、なみなみならない苦勞をしておるわけですよ。

助額を総事業費に対して比率をとってみますと三・六%ですね。必要な財政援助という方とはまことにほど遠い実態になっているわけです。

五%だというよりなことに聞いておりましたが、将来的にはこれをどういうふうに考えておられるかという点をまずひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(會根田都夫君) 今後の具体的な問題といたしましては、この四条の三項に基づきます財政的援助の一つの内容である。法律第二十二条の国庫補助、これに基づいてその政令改正等を検討するということにならうかと思ひますけれども、その場合に、問題は、単純に補助率の引き上げが優先するの、あるいは先生御指摘のご意見を踏まえて、実質的にやはり補助対象額が総事業費のすべてをカバーしている現状ではございませんので、そういう実質補助対象の拡大ということに重点を置くのか、その辺につきましてはいろいろ検討の余地があるかと思ひます。

で、具体的な問題といたしまして、実は私どもこの国会に廃棄物処理施設整備緊急措置法案を提案いたしました。昭和五十年年度までのいわゆる第三次年次計画になるわけでございますけれども、法案成立の暁には、その四十年計画を策定することとを考へておりました。この計画自体は一応総投資額をきめるものではございませうけれども、当然その内容として、その財源配分等が当然論議の対象になるわけでございませうので、その中で、ただいま先生御指摘のような実質的な補助の拡大、そういうものをどういふふうな位置づけるか。ここに自治省の財政局長もおられますけれども、これはその際の検討事項に実はなっておりますので、そのよう具体的な形で一つずつ問題を片づけてまいりたいというふうに考へております。

○神沢清君 補助というからには、少なくともかかる経費の半分以上は国が責任を持つというふうなことでなければ、そんな重要な事業を国の政策、方針に基づいて執行していくというふうなことはとうていこれは無理だろうと思ひます。現状においては、もう市町村にまで押しつけちゃっているにすぎないわけですから、そういう点について、いまここでどうも具体的なことというのを私はお聞きしても無理だと思ひますが、これは今後というか、しかもそれはその先のことではない

に、可及的早急の時点において、少なくとも国と地方でもって半ばの責任の負担をしようというの、このくらの構想はこれは出すべきだというふうな思ひでおるのですが、その点についてひとつ次官のお考えも聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(登坂重次郎君) 御承知のとおり、昨今非常に廃棄物についての考え方が変わつてまいりました。いわゆるプラスチック類それから粗大ごみ等非常にむずかしい、いわゆる処理のむずかしいごみ等が出てまいりました。また、今日、経済成長をいたしてまいりまして、国民の生活環境整備という問題からいたしまして、ごみ処理というのは今後の重大社会問題であることは間違いないと思ひますが、今日までその計画を予算化するに際して、各地方自治体において、あらかじめどのような処理施設でこれを処理していくかということについてはまだいろいろ研究課題もございませうので、にわかにこれを予算化したしまして一々地方の御要望におこたえするというわけにはまいりませうけれども、私どもといたしましては、先ほど来先生御指摘のように、前の清掃法時代は、ただ国庫補助をすることができ、国庫補助をすべしというふうなことで、別に額にもとらわれないというふうな、若干そういう地方財政にもたれかかっていたようなそういう法律事項でございまして、今後、緊急整備四十年計画というものを立てて、一応の目標としては、四千二百億というふうな構想のもとに、四年間の間に、億と、できるだけひとつ地方の要望に沿つて四万八千トンくらいは処理能力が可能になるような、そういう方向でただいま原案を作成いたしておりますが、しかし、これから社会のますます複雑化あるいは急激な対応等によりまして、この計画が必ずしも時代に適応するかどうかということは今後

の問題でありますけれども、一応政府としては、ただいま国会に提出中のものを含めまして、そして補助率もできるだけひとつ政府の現状の予算の範囲内において、また、われわれ担当省といたし

ましては、できるだけ財政措置も今後強力に折衝いたしましてなるべく地方の負担を軽減せねばならぬ、かように存じております。

○神沢清君 まあひとつがなんぼつてやっていたかなければならぬと思ひますが、そこで、またあとから厚生省の関係についてはお尋ねをすることにして、いわば被害者である市町村の立場に立つて自治省のほうへお尋ねしたいと思ひますが、さつきも触れましたように、一つのごみ処理場あるいは尿尿処理場にしまして、いわれていての迷惑施設をつくり上げるには、これは並み大抵の御苦労ではない困難と困惑が市町村には実在をしているようにあります。

さつき市例の例を申し上げたのですが、市は本體、付帯のいわゆるごみ処理のこの事業の総経費が二億六千三百余万円というのに対して、用地決定のために農道新設で九千万円、橋梁新設で七千六百万円、それから道路の改修で一千百万円、これは市から提出された数字がここにありませうけれども、間違ひのない数字なんですけれども、合せて一億七千七百万円という事業が関係住民との間に約束をされておるわけです。これを何とかしてやっていかねければ、市にいたしましても公約違反になつてしまふ、こういう事態にあるわけでありませう。私の計算では、これらはやはり金を出す立場は同じ市ですから、全部合せてみますと全体額では四億四千万くらいになつて、それに対して補助が二千四百万、こういうことでございませう。五億くらいは状況になつておるわけです。

甲府市などに及びますと、これは金額などの問題もさることながら、私は、自治省の立場では、行政としてのごみ処理が、廃棄法をめぐつてのあり方というのにはこれは真剣にひとつ配意をしていただきたいと思ひますが、甲府市では、いま着工しておりますけれども、この用地をきめるまでそれこそ十回をこえるようになつてしまつておるようであります。結局用地の決定になりましては石和町というすぐ隣接の町との境

界に近いようなところ。そういったと、今度その隣接する石和町のほうから異議が出てまいりまして、その調停のために結局県知事まで乗り出して、そして甲府市と石和町の間に、ここに覚え書きの控えがありますが、県知事立ち会いでもって覚え書きが作成をされております。その内容はどうかという、いわゆるごみ処理場をつくるために、近接している石和町の住民が受けるところの迷惑、その迷惑をできるだけ排除するための施設などをつくるために、頭金で四十六年度末までに五百万円、あとは四十六年度を初めとして五十五年度までに毎年百五十万、十一年千五百万円、頭金が五百万ですから二千五百万、二千五百万を甲府市が石和町へ払うという県知事が立ち会いの覚え書きがここにでき上がつておるわけでありませう。そういうことを通じてやると石和町のほうの了解を取りつづけている。ところが、今度は自分の市内の関係というの、これはまた膨大なものになつておるわけでありまして、ここに明細の表を持ってきたりもしますが、集約をいたしますと、道路の整備、舗装というふうな関係のために一億五千万、それから河川の改修などを主として八千万、合計二億三千万という事業の約束がなされておりました。その上に立つてやつとごみ処理場の建設が軌道に乗つておる、こういうことであります。二億三千万に先ほどの石和町に支払う二千万を加えますと、そうしますとこれはまた二億五千万になるわけでありまして、しかも事業に直接の経費である本體、付帯の工事を寄せますと、実に七億一千八百万になるわけですよ。この七億一千八百万に対して国の補助金は、これはわずか一千七百万です。私はこれでは、もうもうがましでしようけれども、もうもたらわなくともそれほどの差があることじゃない。

したがって、私は、自分の調査を通じて非常に考えさせられましたのは、今日の時代の要請で、これはまさにごみ処理場をつくらないわけにはいきません。それこそ、ごみ処理をつくらないといつたら市長即座に首が飛ぶような時代。しか

【參議院】

—

いう形で補償的な形でおやりになられるものにつ
きましては、できるだけおそく当該市町村にお
きまして補助対象に持ち込み、あるいは当然私
どものほうの起債事業としても持ち込まれてく
るだろうと思います。ただ、御案内のとおり、この
市町村でありあるいは一部事務組合でございます
ので、私どものところで一々それをチェックする
ということも必要でございますけれども、第一義
的には、やはりこの都道府県の地方課で市町村ご
とにこれは直接掌握をいたしておるわけでござい
ますので、私どものほうからそれぞれの県の地方
課を通じて補助事業として取り上げられるもの
は優先的に取り上げてもらう、また起債事業と
して上がってまいりますものは、これは私どもの
責任におきまして適宜処理をいたしてまいりたい
と思っておりますが、そういうことで県の地方課を通じ
て指導に遺憾なきを期したいというふうに考えて
おります。

○神沢清君 それから、ついでお尋ねを
するのですけれども、いま問題になります広域行
政ですか、これとのかかわりかかわり合いのある
問題であります。しかし私は、このような実態の
上から考えますと、広域行政というのは、これは
単独では押しつけて無理すぎるから集団にして
ひとつ力をつけて押しつけようという、意地の悪
い言い方をすればこういうようなことにもなりか
ねないのであります。これでは広域行政という
ものの本質がどこにあるのかまことに理解しがた
いことにもなってくると思うわけであります。市
町村にとつては単独であろうと集団であろうと、
これは圧迫を受けることについてはいささかも相
違はないわけでありまして、したがって、広域行政
とこの廃掃法施行の現状というものの関連の上に
立つて自治省の意見をひとつ聞いておきたいと思
います。

○政府委員(鎌田要人君) ちょっと先生のお尋ね
に的確なお答えにならないかもしれませんが、清
掃事業、廃棄物処理という仕事は、私どもは事務
の性格上、広域的な処理というものはやはり親

しむと申しますか、広域的処理をやるべきあるい
はやらせたほうがいい仕事ではないかという感じ
を持っております。広域市町村圏等という問題
を取り上げられる、これはいま集団で押しつけ
るというお話がございましたが、そうじゃござい
ませんで、個々の市町村がある程度不完全な施設
というものをとおつくりになられるよりも、やはり
一定の広域の中におきまして完全なものをとおつ
くりになられる、そのほうがいわゆる効率的な財源
の使い方ということにも相なるのではないだろう
か。事実、これは四十五年十月現在でございます
が、ごみ処理につきましては、全市町村の三分の
一が一部事務組合によって処理をいたしておる、
こういう数字も出ておるわけでございまして、私
ども起債の充當につきましても、こういった広域
的な処理のものにつきましましてはむしろ優先的に起
債をつけるべきではないか、そういうふうに考え
ておる次第でございます。

○神沢清君 いま起債の点を答弁の中で触れられ
ましたが、ちょうどいいついでですからお尋ねを
するのですけれども、先ほど来、私が調べました
実態を説明をいたしましたように、補助額という
のはほとんど金の涙のごときのものであつて、その
他は起債と一般財源でもって市町村はそれこそ泣
きの苦勞でもって資金の調達をやっておるわけで
ございまして。そこで問題は、資金の主体になる起
債なんですけれども、私は県の説明を受けました
ところ、起債額については半ばは交付金でもって
そのめんどろを見る、こう説明をするのでありま
す。ところが、それを肝心の市町村に聞きますと、
たてまえはそうだけれども、別に起債でもつ
てはつきりとその分を回してくれるわけではな
い。交付税というものは、本来が何もかもみんな
含まれておるといふ性質のものだから、これは確
かに分けて、特交か何かでもって、これはこうい
う分ですと言つていたくならわかるけれど
も、交付税でもって起債についてのめんどろは半
ば見ると言われても、それは私どものほうとして
はその説明はいただけませんと、こういうわけで

す。私は何かどちらともほんとうに聞けば聞
こえるのでありまして、したがって、その点が実
際どうなつておるのかという点を説明を受けたい
と思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) ごもつともだと思ひま
す。正確に申し上げますと、昭和三十三年
度以降にこの清掃施設整備事業について起しま
した起債額、これの中で、本体部分はいま政府資
金でございますので、その二分の一を基準財政需
要額で見ることになつておるわけでございませ
ん。元利償還分の結局二分の一は交付税で見ま
す。でございますから、四十七年度の計算で申し上げ
ますと、先ほど政務次官が申し上げました二
百三十八億の中の七十九億というのがこの公債費
に当たるわけでございまして。ただ、この後段、先
生が仰せられましたように、交付税は、これは交
付税法のたてまえ上使途に制限をつけることにな
つておりません。一般財源でございますから、計
算の基礎としてはそれが入つておるけれども、それ
は決していわゆるひもつきということではない、
計算の基礎ではそれが入つておるといふことでござ
います。ですから、結果的には公債費の半分は
見てもらつておるといふことは正確に言えようか
と思ひます。

○神沢清君 まあこちらから要求をいたしました
資料等がまた出てまいりましたところで、非常に
重要な内容の問題ですから、さらにいすれかの機
会にでもそれにかかわる質問をさせていただこうと
思つておるのですが、自治省にも資料を一点要求
しておきたいと思つております。このごみ処理、でき
ましたら屎尿の処理等にも及んで、直接の事業費
でない、言へば用地の決定等に関連をして住民、
あるいは先ほどの甲府市、市町村の例のごとく、
隣接町村等を含めて、要求を持つ、その要求に基
づいての実施を約束づけられておるところの事業
の状態、こういうようなものをひとつ全国的に資
料の整理をしてみようと思つていただきたと思
うのですが、私の推定としては、きわめて膨大な
ものになつて、かなり重要な政治的意味を持つ

ようになつてゐるのではないかと、こう考えま
すので、その点を委員長、ひとつ求めておきたい
と思ひます。

そこで最後に、私は以上この論議をしてまいり
ました上に立つて、私の意見としてひとつ基本的
な問題の提起をしまして、厚生省、自治省の御意
見を承つておきたいと思つておりますが、私は、先
ほど甲府市、市町村を例にいたしましたけれども、
もう一つ河口湖町を中心いたしました富山の
岳ろんの清掃の組合の調査を行なつてまいりまし
た。これによりまして、河口湖町はか数カ村の組
合なんです、その人口の実勢というのは二万二
千余です。ですから、法の示すところによれば二
万一千余の施設をすればいいわけでありまして、
御承知のとおり観光地であります。実は、きのう
の新聞にも報道されておりましたが、連休明け
で、ごみの山というのでありまして、何か報道の
内容を見ますと、本年度は、例の中央高速道が一
部事故がありましたために観光客は昨年に比べる
と二割以上の減ださうであります。であつても、
三十万をこえる観光客がこの数日間の連休の間に
河口湖町等を中心とする富士山ろくには集まつ
てゐるわけでありまして、こういうような状況か
ら、この河口湖町ほか数カ村の組合というのは実
は四万六千余人を対象としたところの施設をして
いるわけなんです。町だけならば二万一千で済む
のですが、観光地なるがゆえに四万六千余を対象
とした施設をいたしているわけなんです。その点につ
きましては、実は県の係などの説明によりまして、
法律は法律だけれども、運用が実に妙を得て、し
たがつて二万の町村でありながら四万六千の施設
を許してさしておるといふ、まことに得意顔の説
明をされてゐるのであります。私は、この辺で
得意顔をされたものではこれはいへんなことだと
思つております。これは、ただでできればいい
のですけれども、すべて先ほどのような実態の経
費というものはこれは市町村側の負担になりま
すから、二万の施設で済むところを倍以上の施設
を、それだけの経費を出しているのが実情であり

ます。なるほど、お客さんが来なければ観光地ですから成り立たないから弱みもあるでありまして、しかし私はそれは政治にならないと思うのであります。

そういうような大きな矛盾、不合理な点ですが、まず第一点として、両省からお伺いをしたいと思うのであります。憲法の——憲法論をするつもりではありませんが、憲法の第二十五条の規定によりまして、国民の環境の保全、公衆衛生の向上というものは、これはもう国の責任に規定をされておるのであります。憲法が規定するところでありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのの第一条の目的規定を見ますと、「廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」こう規定されておるわけでありまして、まさに憲法二十五条に合致する目的であります。これは明らかに国の政治の責任でなければおかしきと思ふのであります。それが実際のところ、議論をしてまいりました内容のごとくに、現状においてはそのほとんどというものを、先ほど自治省の局長のお調べになっておられました数字の中でも明らかにされておりますように、甲府市の場合は、関連の事業などを抜きにいたしましたとしても、わずかに三割余りの補助率にもなっていないという実態をやはり政府としては見のがしてはならぬのじゃないかというように考えるわけですが、そこで、そういうように政治本来の国の責任の上に立ちまして、やはり国の責任をもつと法律の中において明確に規定するような法律そのものの修正を政府は考える必要があるのではないかと、こころ思うのですが、その点の御所見を両省から伺っておきたいと思ひます。

観光地は、ある意味においては公共性を持つものであることには間違いないと思ふ。国民の健康あるいは保養、そういうことにおいて観光地の整備、保全というものはわれわれ大いに責任を痛感しなければならぬと思ふのであります。したがって、どのくらいな、どういふふうな実態かは、やはり各個々のケース・バイ・ケースによつてこれは考えられるべきものであり、また、今後私のほうといたしまして、そういう特殊な方面に對しまして、今後の計画を進める上において、可能な限り自治体、地方の御要請等に合つたようにな、あるいは御相談いたしまして、前向きに検討しなければならぬと、かように考えております。

○政府委員(小山市二君) 御指摘のように、たいへんこの問題むずかしい問題のように考えるわけですが、昼間人口と夜間人口などいろいろな問題を起しておるようでありまして、ことに観光地、しかも限られた時期にとつと人が押し寄せる、それによりまして各種の問題の処理、これは、私ども、今後十分ひとつこれらの問題は検討して何らかの対策を考えなければならぬ一種の社会問題のような感じがいたすわけでありまして、今後、関係各機関ともひとつ十分話し合いをいたしまして、そういう問題について何らか具体的な一つの考え方というものを打ち出していききたいというふうに考えておる次第です。

また、先ほど先生御指摘のあの資料等でございますが、なかなか内容の数字を集めますのに多少の時間がかかるのではないかと、こころ思うのであります。この点、御了承をひとついたしたいと思ひます。

○政府委員(豊坂重次郎君) 仰せのとおり、近時、環境上観光地の非常に急激な悪化という問題が、いつもレジャーの対象の半面に非常に大きく取り上げられることは事実でございますが、また

○神沢清君 資料について時間がかかることは了承いたしますが、私は、先ほど来申し上げてまいっておりますように、政治問題として非常に重要な内容を持つものだとこころ考えますから、資料等用意をしていただいたその際にさらに何ていきたいと思います。そこで、いまそれと両省の立場から、とにかく

く前向きとでも申し上げますか、これからその検討に取り組んでいかれる、こころ言われておるわけでありまして、私もそのことを期待と信頼をいたしたい、こころ思いますが、しかし、市町村におきましては、もういま目の前、現実の問題としてこれは非常な困惑と困難にさらされているわけでありまして、したがって、今後ひとつ抜本的に検討していただくことと並行いたしまして、先ほど厚生省にもお伺いいたしました補助率、補助対象等の検討に至急に取り組んでいかれるというお答えが厚生省、自治省からもありました。それをぜひひとつやっていたいただきたい、こころ思うわけでありまして。

私は、自分の意見として申し上げておきたいのですが、少なくとも補助という限りは、しかもこの問題の内容、本質等からいたしまして、これはやっぱり国と地方が半ばを分け合ひくらゐのところは、これはもう全く常識の問題だと思ふわけでありまして、少なくとも、早急にそのような今日の市町村の現実の困難を救済できるような努力には、さつそくにもひとつ取り組んでいただきたいと思ふ。それこそ私は政治の運用のきわめて必要とこころだろふと思ふわけでありまして、同時に、もうすでに今日まで低い補助率やあるいはいろいろ不合理な点によつてたいへん困惑し続けているおる施設等につきましても、既成のものなどにやっばり適及してやっていたことが、これは、ある時点を前後いたしました非常な不公平、格差が生ずるというやうなことがないように、温情を持ったひとつ措置をぜひ両省とも協力をされて早急に取り組んでいただきたい、こころいうことを私は自分の意見として申し上げておきたい。また、資料等が出た際に自分には質問をすることにしまして、終わりたいと思ひます。

○上林繁次郎君 もうすでに新聞あるいはテレビで報道された問題でございますが、今回の連休期間中に起きた事故、この点についてお尋ねしてみたいと思ふのです。これはまあ非常に短期間中に多数の犠牲者を出したというところに問題がある

と思ふ。そしてこの問題は毎年繰り返されておる、こころいうところに問題がある。そこで、何とかこれはあらゆる施策を講じてこれを防止をしていかなければならぬ、こころいう姿勢を持たなければならぬ。そこで、この問題が連休という特殊事情の中で起きた問題だから、言うなれば、やむを得ないやうな考え方におちいっていただけないかと思ふ。全く道交法の精神にも逆行することでありまして、これはたいへんなことだろふと思ふ。そういった意味合いから、こころでやはりこの問題が起きた時点でお互いに検討していく、そしてこの事故防止対策というものを徹底していかなければならぬ、私はこころいうように考えるわけですが、こころいう意味から質問をさしてもらいたいと思ひます。

それで、四月二十九日から五月七日まで九日間です、その間に起きた事故の事故件数といひます。死亡者数、全体からいひますと四百六十七名、そのうち交通事故によるものが死亡者四百二十八名、負傷者については調べがまだできていない、報告が入っていないやうですけれども、その点につきましてはおきますが、交通事故による死亡者四百二十八名、これを一日平均で見ますと四十七・五人である、非常に大きな犠牲といひことが言えると思ひます。これを昨年同期と比較した場合にどのくらい差があるのか、この点からひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(片岡誠君) お答えいたします。四月二十九日から五月七日までの九日間のいわゆる連休、ゴールデンウィークの交通事故による死者数が四百二十八名、先生御指摘の四百二十八名で、昨年同期と全く同じ数でございます。四百二十八名でございます。一日平均の死者数がこの九日間に四十七・五人、期間前の九日間をとりますと四十一・二人でございます。それから一月から四月二十八日までの平均をとりますと一日四十一・二人、したがって、今年の一月一日から四月二十八日までの四十・二人に比べますと、七・三人ばかりこの九日間事故が平均多かつたと

いうこととございます。で、私もまだ負傷者に
ついても集計いたしておりましたし、問題はござ
いますけれども、この中で、いわゆるレジャーあ
るいはレクリエーションと申しますか、そういう
楽しみのために交通をしておつて事故にあつた人
が一体どのくらいあるだろうかというのを各府県
で速報で求めましたところ、百六人ばかりで、四
百二十八人の比率から申しますと二四・八％であ
る。したがって、あとの人、つまり七五・
二％の人は、いわゆるそういうレジャーではなく
てやはり事故にあつておるといふことのようにご
ざいます。昨年一年中の交通事故統計から拾いま
して、レジャーによる事故が一体どのくらいあつ
たのだろうかという、これが約二〇％でございま
す。そうしますと、この九日間で、一年平均が
二〇％であるにかかわらず二四・八％で、やはり
若干レジャーの關係の事故が多くなつてゐるとい
う傾向だと思ひます。しかし私は、もう少しこの
比率が実は高いのじゃないかと思つて調査したわ
けでございますが、現状ではさほど高くはないと
いう事実で、私自身もちょっと驚いてゐるわけ
でございます。いずれにしろ、この四百二十八人、
なかつた方がどういふいきさつでなかつたか、
か、その中で、いわゆるレジャーで運転してい
てなかつた、あるいはレジャーで運転して歩いて
行者をはねたとか、そういう中身につきまして
もう少し詳細に調査いたしましたから、この施策
に反映してまいりたい、そのように考えておりま
す。

○上林繁次郎君 で、錯覚を起していただく
これは非常にまずいと思うのですが、連休中に起
きたこの交通事故が四百二十八名、そのうち、い
まのお話ですと、レジャーのために起きた事故と
いうのは二〇％、あとの七〇％というものは、
それはそれでないんだと、こういうお話で
ありますが、いずれにしても、この事故とい
うことについてはこれは変わりがない、いわゆ
る連休期間中に起きた問題であるということ、そ
の辺をしっかりと踏まえないと私はうまくないん

じやないかと思う。そこで、昨年同期ですね、や
はり同じ数字が出てゐる。その時点で、この連休に
おける事故を、その問題についてどういふふう
にいわゆる当局は把握をしたのか、この点ひとつお
答を願ひたい。

○政府委員(片岡誠君) 私どもは、昨年の連休中
にも御指摘のように四百二十八人の痛ましい交通
事故が起つておりました。したがって、私
どもとしては、当然ことしのゴールデンウ
イークにも事故が増加することが予測されるとい
うことで、実はもう四月の初めに第一線のほうに
対しまして、ゴールデンウイークにおける交通安
全と円滑のための対策についてという通達を出し
ました。その中で、四点について触れておるわけ
でございますが、一つは、交通安全広報を事前に
十分に推進すること、それから第二点は、
交通情報の提供活動を活性化すること、つ
まり、これは主としてマスコミを使つたり日本道
路交通情報センターその他を使ひましてよくその
道路交通の情報を流すということ。それから第三
点といたしまして、交通指導、取り締まりを強化
する。一人でも多くの警察官を街頭に立てたいと
思ひまして、ちょうど春の安全運動のときと同じ
く、いろいろの動員体制を、連休でございましてた
くらの警察官を代休などの措置をとつて当たらせま
した。それから四点としまして、主として混雑が
予想されるような行楽地とか、あるいはその関連
道路において交通安全と円滑をはかるために、い
ろいろのその土地の道路交通の事情に合ったよう
な交通規制をやる、それから、行楽先においてな
かなか駐車スペースがないような場合には、関係
者に駐車スペースをつくらせるといふようなこと
とが中心でございまして、それから、あらかじめ、一
月くらい前に事前に通達をして第一線に準備を
させたというふうな手は一応打つてまいりました。

○上林繁次郎君 まあそういう中でこの痛ましい
事故が多数起きたわけですが、そうします
と、一応の昨年同期に起きた問題、いわゆる事故
で、これを踏まえていろいろと連休時におけ
る対策はこうあるべきだといふ点についていま四
点ばかりお話があつたわけですが、もう、そうし
ますと、そういう体制をとつたにもかからずや
はり同じように事故が起きている。先ほどのお話
ですと、多少レジャー関係が多くなつてきてゐる
ようだと、こういうお話もありました。で、そう
いう体制をとりながら、しかもこの事故は相違わ
らず絶えない、こういう実情である。そうします
と、こういう悲惨な事故が起きたその最大の原
因、これはどういふところにあるのか、これは一
つの大きな問題になつてくると思ひます。その点
をどういふふうにとらえていらつしやるのか。

○政府委員(片岡誠君) 交通事故の原因は、御承
知のように決して単純なものではない、いろいろ
な事情、その道路のほうの条件であるとかある
は、その運転者の条件、あるいはその車の条件と
かいろいろな条件がかみ合つて相関連して起こ
るものだと思います。ただ、連休のときにいつも
より多くなつてゐるのは、やはりその動き出して
いる車の数がふえてゐる。日ごろであれ
ば、マイカーの場合でも、都市でマイカーを持
てゐる人は通勤にもなかなか使へません。しか
しながら、連休のときには、日ごろ車庫に眠つて
いる車も動き出してゐる。そういうことで車の走
行合・キロが非常にふえてゐる。したがつ
て、事故を起す機会も多くなつてゐる。これは、ど
ういふ合理的な推測だと思ひます。しかしこれは、ど
れだけかは車がたくさん走つてゐるからというデ
ータもございせんのであくまでも推測だと思ひま
すが、それがやはりいつもよりふえてゐる大きな
原因であらうと、そのように考えています。

○政府委員(片岡誠君) 酔っぱらい運転が多かつ
たといふことについて私正確にとらえておりま
せんが、しかし、先ほど申しましたように、レ
ジャーの場合、連休の場合には日ごろ眠つてゐる
車が動き出す。それから、特に若い人たちの場合
には、相当無理なスケジュール、旅行計画を立て
て一日に長時間運転をしてみたり、朝早くから夜
おそくまでとか、何と申しますか、私自身もこの
期間中に自分で運転してみたいわけでございます
けれども、見ておりましたも若い人たちが実に遠出
をしてゐる。しかも、泊まりがけじゃなくて日帰
りで、朝早くから夜おそくまでやつてゐたとい
ふようなことになりまして、どうしても疲労してま
います。疲れが出てくれば、いま申されたよう
な見返転と申しますか、前方をよく注意していな
いといふことのために事故が起ることといふことは
一般的に言えると思ひます。あるいは、そのレ
ジャー中に飲酒——酒を飲む機会が若干多くなつ
て、そのために酒酔い運転で起つてゐる場合も
あるいはあるかもしれません、私もまだ原因
別までの詳細な調査はできておりませんので、
いずれ、やりますと、もう少し理由がはつきりし
てくるんじゃないかというふうにして思つており
ます。

○上林繁次郎君 昨日のテレビであつたかと思
ひますけれども、やはり先ほどのお話ですと、レ
ジャーに出た人の事故といふのは比較的少ない
と、こういうことなんです。しかし、昨日のテレ
ビですと、酔っぱらい、飲酒運転、これがどのく
らいか、数はちょっと忘れましたが、それからよそ
見運転、こういうものが非常に多かつたというこ
とを私は聞いてゐるわけです。そうしますと、こ
の酔っぱらいとかよそ見運転という問題、これは
まあ本人の自覚の問題といつてしまへばそれまで
かもしれないけれども、それはそういう単純な
なことで解決はできぬ。現実には事故が起きている
といふこと、また現実にはそういう運転がなされ
てゐるといふことについては、これはやはりその
点に十分な対策を講じていかなければならない。
こういうふうにとらえてゐるのです。そこで、そ
ういふ点についてはどういふふうにとらえていら
つしやるのか。きのうのテレビはそういうこと
であつた。酔っぱらい運転、よそ見運転といふこと
が非常に多かつたといふことを言つておりました
がね。

○上林繁次郎君 そうしますと、先ほど警官の動

員体制についてちょっとお話をございましたが、いわゆる交通安全期間中の数、その程度というものはこれほどのくらの数になるんですか、全国的にいうと。

○政府委員(片岡誠君) いま正確な数は手元にございせんが、大体五万ないし六万ぐらいの警察官を第一線に、街頭に立たしているということでございます。

○上林繁次郎君 それはいわゆる交通安全期間、その期間中に配備した数がそのくらいで、今度の連休を対象にして配備した数、それもやはり五、六万と、こういうことですか。

○政府委員(片岡誠君) 安全運動期間中もそうでございますが、それと大体同じ数というところで、いま申したのは一日平均五、六万の数でございます。それが毎日五、六万の警察官が全国で街頭に立つておると、こういうことでございませう。

○上林繁次郎君 そろそろと、いわゆる交通安全を防止するために平日はどのくらいの警察官が配備されているんですか。

○政府委員(片岡誠君) 私、どうも正確さを欠くかもしれませんが、この約半分ぐらいしか外勤、交通を含めて街頭に出ていないのではないかと思います。

○上林繁次郎君 それじゃ、これはおわかりになるかどうかかわかりませんが、平日のいわゆる自動車の交通量、そしてこの連休を当て込んだ自動車の交通量、この点をどのくらいにとらえていらつしやるのか、この点どうですか。

○政府委員(片岡誠君) どうも連休の一日の交通量の測定をいたしておりますので、その点、先ほど申しましたが、どうもはつきりいたしません。

○上林繁次郎君 そろそろと、まあその辺のところをやはりつかんでいかなければならぬんじゃないかと思ひますね。そうでないと、いわゆる警官の動員配備についてもこれは目算が立たぬ、こう思ひます。ですから、やはりその辺のところをつかまないと、ほんとうの事故防止のため

の体制というものはとれないのじゃないかという感じがいたします。これは早くやつぱり掌握する必要があるんじゃないか、こういうふうに思ひますが、やはりお話の中から感ずること、それから毎年繰り返されている連休における事故、こういったものを通して考えた場合、やはり連休という特殊ないわゆる事情です、その人間の心持ちもこれは大いに加わつてくると思ひます。そういういわゆる肉面的な面からいへば、もう一つはやはり検討をしなければならぬ、こういう問題もあるんじゃないか、こう思ひますね。そこで、あらゆる角度からの体制というものが、特にです、特に連休だから事故が起きていゝという、こんな考え方は持つておらぬと思ひますけれども、やむを得ないんだというものはないので、特に一年の間に何回か連休というものはある、その間に特にいゝゆる事故がふえてくる、これを何とか防止をしなければならぬという、道交法のこの精神をやつぱりという連休の中にも生かしていかなければならぬ、こう私は思ひます。そこでこれからのいゝゆる対策というものは非常に大きな問題になつてくると思ひます。

そこで、やはりこれは先ほどからいふ言つていゝるんですが、毎年繰り返されていゝるんですから、ですから、今回はこういゝた内容の事故が起きた。で、その時点で、今後どういゝた点に特に注意をし対策を立てなければならぬというふうにお考えになつておるか、その対策について、どのような対策を立てていゝけばいいのか、その点についてひとつ感じている点だけつけようございませう。お話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(片岡誠君) 一つは、何と申しても、その期間にできる限り多くの警察官——これは警察官諸君についてははなはだの毒なことだと思ひますけれども、やはり一人でも多くの警察官を街頭に立てることによつて注意を喚起してまいりたいというのが一つございませう。それからもう一つは、事前にいろいろな、主としてマスコミ

だと思ひますけれども、それ以外に会社、団体、地域社会といゝたいろいろな組織を通じて、安全な運転について、特に連休の場合の注意事項でございませう、ちゃんと旅行する場合でも計画をきちんとして無理なスケジュールを組まないとか、特に、どういゝう点に注意すべきだとかいゝことを事前にやはり十分に広報していゝくということ、一人一人のやはり運転者に対する注意を喚起していゝくということ、またその二つがやはり大きな柱になるのではないかと、そういうふうに考えておるま

す。

○上林繁次郎君 最後に、まあ先ほどから申し上げていゝるように、毎年繰り返される問題でございませう。こんなことを毎年繰り返していゝてはならぬと思ひます。そこで、いまおっしゃつたやうに、対策、これを強力に実施すると同時に、来年度の連休における事故は絶対に起こさせない、まあ絶対とまではいかぬかもしれませんが、それとも、必ずこの事故件数といゝるものを減らしてみせるといゝ、そういう確信といゝいますか、そういうものは大切なことだろつと思ひますが、その点について、いわゆる自信のほどを最後に一言お聞かせ願つて終りたいと思ひます。

○政府委員(片岡誠君) 仰せの趣旨に従つて、私もできる限りの努力をいたしてまいりたいと、そのように思つております。

○委員長(玉置猛夫君) 本件に対する調査はこの程度とし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公有地の拡大の推進に関する法律案

一、警備法案案

公有地の拡大の推進に関する法律案

公有地の拡大の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市街化区域の整備を促進するため必要な土地の先買ひに関する制度の整備、地方公共団体に代つて土地の先行取得を行なうことを目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公有地 地方公共団体の所有する土地をいゝう。

二 地方公共団体等 地方公共団体、土地開発公社及び政令で定める法人をいゝう。

三 市街化区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域をいゝう。

四 都市計画施設 都市計画法第四條第五項に規定する都市計画施設をいゝう。

(公有地の確保及びその有効利用)

第三条 地方公共団体は、農林漁業との健全な調和を図りつゝ、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、必要な土地を公有地として確保し、公有地の有効かつ適切な利用を図るやうに努めなければならない。

2 土地開発公社は、その設立の目的に従ひ、農林漁業との健全な調和に配慮しつゝ公有地となるべき土地を確保し、これを適切に管理し、地方公共団体の土地需要に対処しうるやうに努めなければならない。

第二章 市街化区域内の土地の先買ひ

(土地を譲渡しようとする場合の届出義務)

第四条 市街化区域内に所在する土地で次に掲げるものを所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り

第一節 市街化区域内の土地の先買ひ

(土地を譲渡しようとする場合の届出義務)

第四条 市街化区域内に所在する土地で次に掲げるものを所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り

渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

一 都市計画施設（土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。）の区域内に所在する土地

二 次に掲げる土地（次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。）

イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により道路の区域として決定された区域内に所在する土地

ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地

ハ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地

三 新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業で、都道府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地

四 前三号に掲げる土地のほか、その面積が二平方メートルを下らない規模で政令で定める規模以上の土地

2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各号の一に該当するものを有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

一 国、地方公共団体等若しくは政令で定める法人に譲り渡されるものであるとき、又はこれらの者が譲り渡すものであるとき。

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第四十六条（同法第五十六条の十四に

おいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき。

三 都市計画施設又は土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）第三号各号に掲げる施設に関する事業その他これらに準ずるものとして政令で定める事業の用に供するために譲り渡されるものであるとき。

四 都市計画法第二十九条の許可を受けた開発行為に係る開発区域に含まれるものであるとき。

五 都市計画法第五十七条第一項の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る同法第五十五条第一項に規定する事業予定地に含まれるものであるとき、又は同法第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地の区域に含まれるものであるとき。

六 前項の届出に係るものであつて、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものであるとき。

七 その面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件をみたすものであるとき。

（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）

第五条 前条第一項に規定する土地その他市街化区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限り）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、その旨を申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの

間、当該申出をした者については、適用しない。

（土地の買取りの協議）

第六条 都道府県知事は、第四条第一項の届出又は前条第一項の申出（以下「届出等」という。）があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行なう地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行なう旨を当該届出等をした者に通知するものとする。

2 前項の通知は、届出等のあつた日から起算して二週間以内に、これを行なうものとする。

3 都道府県知事は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4 第一項の通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行なうことを拒んではならない。

（土地の買取り価格の規程）

第七条 地方公共団体等は、届出等に係る土地の買取り価格については、地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条の規定による公示価格を規程としなければならない。

（土地の譲渡の制限）

第八条 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地に係る届出等をした者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日又は時までの間、当該届出等に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。

一 第六条第一項の通知があつた場合 当該通知があつた日から起算して二週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時）

二 第六条第三項の通知があつた場合 当該通

知があつた時

三 第六条第二項に規定する期間内に同条第一項又は第三項の通知がなかつた場合 当該届出等をした日から起算して二週間を経過する日

（先買に係る土地の管理）

第九条 第六条第一項の手続により買収取られた土地は、第四条第一項の届出に係るものにあつては次に掲げる事業の用に、第五条第一項の申出に係るものにあつては次に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならない。

一 都市計画法第四条第四項に規定する都市施設に関する事業

二 土地収用法第三条各号に掲げる施設に関する事業

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして政令で定める事業

2 地方公共団体等は、第六条第一項の手続により買収取つた土地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

第三章 土地開発公社（設立）

第十条 地方公共団体は、当該地方公共団体の事務（当該地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む。）で次に掲げるものを円滑に処理するため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

一 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地の取得及び管理

二 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得及び管理

三 公営企業の用に供する土地その他地域の秩序ある整備を図るために必要な政令で定める土地の取得及び管理

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県加入する一部事務組合を含む。以下この項において同じ。）又は都道

る。

2 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

第四章 補則

(国の援助)

第二十四条 国は、公有地の拡大を促進するため、地方公共団体による土地の取得が円滑に行なわれるように必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(土地開発公社に対する債務保証)

第二十五条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができ。

(土地開発公社に対する便宜の供与等)

第二十六条 地方公共団体の長その他の執行機関は、土地開発公社の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で土地開発公社の利用に供することができ。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(第六百六十六条第二項及び第六百六十八条第七項において準用する場合を含む。)及び第八十条の五第六項の規定は、地方公共団体の職員が土地開発公社の役員となる場合における当該地方公共団体の職員については、適用しない。

(不動産取得税の特例)
第二十七条 都道府県は、土地開発公社がその設立の際出資の目的として不動産を取得した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(主務大臣)
第二十八条 この法律において、主務大臣は建設大臣及び自治大臣とし、主務省令は建設省令・自治省令とする。

(大都市の特例)

第二十九条 第二章の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行なう。この場合においては、同章の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

2 指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。

(政令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十一条 第十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした土地開発公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 土地開発公社の役員、清算人又は職員がその土地開発公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その土地開発公社に対して同項の罰を科する。

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者

二 第四条第一項に規定する届出について、虚偽の届出をした者

三 第八条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を譲り渡した者

第三十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 定款に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第十五条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十八条第二項の規定に違反して、設立団体の長の承認を受けなかつたとき。

四 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出することを怠り、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第十八条第四項から第六項までの規定に違反したとき。

六 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

七 第二十二條第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

八 第二十三条第一項において準用する民法第七十九條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第二十三条第一項において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第三十四条 第十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公益法人の土地開発公社への組織変更)
第二条 民法第三十四条の規定により設立された法人のうち、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出して、第十條第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務を行なうことを目的とするもの(以下この条において「公益法人」という。)は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して土地開発公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して土地開発公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経て、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、第十條第二項の規定の例により、主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による土地開発公社への組織変更は、政令で定めるところにより、当該土地開発公社の主たる事務所の所在地において登記することによつて効力を生ずる。

4 公益法人が第一項の規定により事業年度の中途において土地開発公社に組織変更した場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度の開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

5 公益法人が第一項の規定により土地開発公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

6 第十條第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務に該当しない業務を行なうことを目的とする公益法人が第一項の規定により土地開発公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人で同条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務に該当しない業務を行なうものが受ける権利の移転の登記及び政令で定める債務を地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に土地開発公社という文字を使用している者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第二号中「及び地方道路公社を」と、地方道路公社及び土地開発公社に改める。

第七十三条の五に次の一項を加える。

4 道府県は、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)第十條第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務として土地を取得する場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第三百四十八条第二項第二号中「土地改良区連合」の下に「土地開発公社」を加える。

第五条 前条の規定による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第二条第一項の規定による組織変更により土地開発公社となつた法人については、当該組織変更の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中都市職員共済組合連合会の項の次に次のように加える。

土地開発公社
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中中小企業信用保険公庫

土地開発公社
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)

の項の次に次のように加える。

土地開発公社
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)

第八条 前条の規定による改正後の法人税法の規定は、附則第二条第一項の規定による組織変更により土地開発公社となつた法人については、当該組織変更の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二中帝都高速交通営団の項の次に次のように加える。

土地開発公社
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中帝都高速交通営団の項の次に次のように加える。

土地開発公社
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)

(建設省設置法の一部改正)

第十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条中第六号の五の次に次の一号を加える。

土地開発公社
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)

六の六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)による市街化区域内の土地の先買及び土地開発公社に關する事務を管理すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第...号)に基づく土地開発公社及び市街化区域内の土地の先買に關する事務を行なうこと。

第九号第十八号を同条第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社及び市街化区域内の土地の先買に關する事務を行なうこと。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第十三条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 公営企業金融公庫は、前二項に規定するもののほか、土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行なう融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通することを目的とする。

第十九条に次の一項を加える。

4 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、土地開発公社が行なう公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付け及びこれに附帯する業務を行なう。

(警備業法の一部改正)

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人

の需要に応じて行なうものをいう。

一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による届出をして警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

(警備業者の欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

二 法人でその役員のうちに前号に該当する者があるもの

(警備業の届出)

第四条 警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

一 氏名又は名称
二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるものほか、総理府令で定める事項

(営業所の届出等)

第五条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務（総理府令で定めるものを除く。）を行なおうとするときは、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

(廃止等の届出)

第六条 警備業者は、警備業務を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

(警備員の制限)

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

(警備業務実施の基本原則)

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

(服装)

第九条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装

を用いなければならない。

(護身用具)

第十条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができ。

2 公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる。

(教育等)

第十一条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

(警備員の名簿等)

第十二条 警備業者は、総理府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の総理府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官にその営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察官が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指示)

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認

められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定に基づく指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業務を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

(聴聞)

第十六条 公安委員会は、前条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、当該警備業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行なわなければならない。聴聞に際しては、当該警備業者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

(罰則)

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による届出をしないで警備業

を営んだ者

二 第十四条の規定に基づく指示に違反した者
第二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の届出について虚偽の届出書又は虚偽の添附書類を提出した者

二 第五条若しくは第六条の規定に違反して届出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出について虚偽の届出書若しくは虚偽の添附書類を提出した者

三 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に警備業務を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条の規定による届出をしないで、警備業務を営むことができる。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、市町村連合法案「反対に関する請願第一四七一号」(第一四七二号)(第一四七三号)(第一四八四号)(第一四八八号)(第一五〇七号)(第一五〇八号)(第一五二三号)(第一五二二二号)
- 二、市町村連合法案「反対に関する請願第一四七一号」(第一四七二号)(第一四七三号)(第一四八四号)(第一四八八号)(第一五〇七号)(第一五〇八号)(第一五二三号)(第一五二二二号)

号(第一五四七号)(第二五四八号)

一、「モーター」規制に関する法律制定に関する
請願(第一四七九号)(第一五一六号)(第一五
三二号)
一、特別区の区長公選実現に関する請願(一四
八七号)(第一五〇一号)(第一五〇二号)(第一
五〇三号)

第一四七一号 昭和四十七年四月十四日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 千葉県東金市田間四 宇津木正憲
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四七二号 昭和四十七年四月十四日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 三重県津市西古河町四ノ二〇 沢
下豊巳外三十五名
紹介議員 成瀬 晴治君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四七三号 昭和四十七年四月十四日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県桜井市西の宮七四 岡島昭
彦外三十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四八四号 昭和四十七年四月十四日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 北海道常呂郡置戸町拓殖二〇 後
藤森重
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四八八号 昭和四十七年四月十四日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 岩手県盛岡市山岸字堤下五七ノ七

津田至弘外三百七十三名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。
第一五〇七号 昭和四十七年四月十五日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 鳥取県高松青谷町青谷三、八一
七 花田好正
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五〇八号 昭和四十七年四月十五日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県五条市住川町 泉沢則夫外
三十二名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五二三号 昭和四十七年四月十七日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県大和郡山市井戸野町四四六
辻英雄外二十七名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五二二号 昭和四十七年四月十八日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 鳥取市大津町一 岡村正徳
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五二二号 昭和四十七年四月十八日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡日野町増田一一八
安井政雄外五十六名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五二三号 昭和四十七年四月十八日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡香芝町磯壁 田中
宏興外三十五名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五三二号 昭和四十七年四月十九日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 奈良県桜井市大福四八三ノ三 原
正司外二十八名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五四七号 昭和四十七年四月十九日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 山梨県西八代郡市川大門町一六四
ノ三 長田真市
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一五四八号 昭和四十七年四月十九日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 千葉県佐原市佐原一三、八一五
佐藤郁也
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一四七九号 昭和四十七年四月十四日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(三通)
請願者 秋田県仙北郡中仙町豊川 草薙ヨ
シ外二名
紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一五一六号 昭和四十七年四月十七日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

請願者 和歌山市本町四ノ一一 三井静子

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。
第一五三二号 昭和四十七年四月十九日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(二通)
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字大光寺
舟本寿代外一名
紹介議員 山崎 童男君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一四八七号 昭和四十七年四月十四日受理

特別区の区長公選実現に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ四六ノ
七 岡戸光雄外五十五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇一号 昭和四十七年四月十四日受理
特別区の区長公選実現に関する請願
請願者 東京都杉並区宮前三ノ一四ノ四
川村武夫
紹介議員 水口 宏三君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇二号 昭和四十七年四月十四日受理
特別区の区長公選実現に関する請願
請願者 東京都杉並区和田三ノ一三ノ九
滝沢次夫
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇三号 昭和四十七年四月十四日受理
特別区の区長公選実現に関する請願
請願者 東京都杉並区方南一ノ一七ノ五
斎藤伝二

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

五月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、離島振興法の一部を改正する法律案(衆)

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「諸施設の整備」の下に「並びに医療の確保」を加える。

第九条第六項中「十分の四」を「二分の一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(医療の確保)

第九条の二 都道府県知事は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、第五条第一項の離島振興計画に基づいて、無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦の配置

五 公的医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療

の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「三十一人」を「三十二人」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 環境事務次官

第十一条第二項中「第十四号から第十六号まで」を「第十五号から第十七号まで」に改める。

附則第二項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

別表(中)「十分の十」を「十分の九・五」に、「百分の百」を「十分の九・五」に、「百分の七十五」を「十分の七・五」に改め、同表(中)「百分の百」を「百分の九十五」に改め、同表(中)「百分の百」を「百分の九十」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の第九条第六項及び別表の規定に基づき国が補助し又は負担する補助金又は負担金で昭和四十七年度の予算に係るもの(昭和四十八年度以降に繰り越されたものを含む。)についての国の補助割合又は負担割合については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四百億円の見込みである。

昭和四十七年五月二十二日印刷

昭和四十七年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B